

注意

尋五「第八課油断するなかれ」の次に特設して之を教授せり。

六、教室に於て尊長に對する敬禮(實習)

敬禮すべき人教室に臨みたるときは教師又は指揮者の令にて一齊に起立し、教師又は指揮者と共に敬禮すべきこと。(復習)

注意

尋五「第八課油断するなかれ」の次に特設して之を教授せり。

第六課 忠君愛國に附帶の作法(凡二五時中)

一、祝祭日に關する心得

- 1、祝日大祭日には特に家の内外を清潔にし必ず國旗を掲ぐべきこと。(復習)
- 2、祝日・祭日等には家例に従ひ神棚に對して拜禮を爲

同第十六祝祭日に關する心得

し、又氏神・産土神に參拜すべきこと。

- 3、敬意を表するため外國の國旗を我が國旗と交叉するときは向つて右(即ち旗竿の本は左方)を我が國旗とすること。(復習)
- 4、國旗は濫りに裝飾に用ふべからざること。(復習)

注意

イ、1は尋三「第十五祝日に附帶して之を教授し、尋四「第二十一國旗」に附帶して之を復習せり。

ロ、3、4は尋四「第二十一國旗」に附帶して之を教授せり。

ハ、祝祭日の國旗は成るべく自ら掲ぐる様指導すべし。

第七課 忠孝に附帶の作法(凡一五時中)

一、父母に對する心得

父母祖父母等と別居する場合には時々安否を問ふべきこと。(復習)

細説第四敬禮七参照

### 二、老人に對する心得

老いたる人は常にいたはり助け、又世話難儀等をかけざる様に注意すべきこと。(復習)

一般の注意

- イ、二共尋五第十二課孝行に附帶して之を教授せり。
- ロ、尋五第十二課孝行に附帶の作法に聯絡すべし。
- ハ、一は此の學年の兒童としてまもなく學校を卒業して父母と別居することあるべければ特に懇に諭すべし。

### 第八課 祖先と家に附帶の作法(凡二時中)

#### 一、禁忌に關する心得

- 1、父祖の定めたる家例は之を尊重すべきこと。
- 2、一家の祭日又は忌日には篤く祭祀又は法會を營み墓參すること。(復習)

細説第九  
賀見舞  
五參照

同第四敬禮  
九のi參照

- 3、祭日に際し親戚・知人に食事を供する場合には主客共に追慕の意を失はざる様注意すべきこと。
- 4、忌服中は特に謹慎の意を失はざる様注意すべきこと。
- 5、忌服中の人に對しては新年祝賀の訪問を爲し又は賀詞を送らざること。

注意

2は尋二第八祖先を尊べに附帶して之を教授せり。

#### 二、神佛を拜する時の心得

神佛を拜するには先づ服裝を整へ手を洗ひ口を漱ぎ恭しく禮拜すること。(復習)

注意

尋二第八祖先を尊べに附帶して之を教授し、同第十九皇大神宮尋四第

尋常第六學年

第八課祖先と家に附帶の作法

四靖國神社尋六第一課皇大神宮に附帶して之を復習せり。

### 三、葬儀に關する心得

1、家族に死亡者ある場合には濫りに外出することなく謹慎すべきこと。  
(復習)

2、位牌靈代に對してはよく之を敬し、取扱を丁寧にするべきこと。(復習)

注意

尋三第三孝行に附帶して之を教授せり。

### 第八課 祖先と家の次に特設の作法(招待)

(凡一時)

#### 招待

1、人を招待せんとするときは其の事由・日時・場所等を明かにし、凡そ七日以前に口頭又は書狀を以て案内すべきこと。

細説第十招待参照

2、忌中の人に對しては招待を爲さざること

3、招待を受けたるときは謝意を表し速に參否を答ふべきこと。

4、出席の旨を答へたるときは其の約束を違ふべからざること。止むを得ざる故障の爲不參するときは直ちに其の旨を通じ深く之を謝すべこと。

5、出席の場合は時刻を違ふべからざること。

6、人を招待したる場合は主人は勿論其の席に出入する者も亦相當の服裝を爲すべきこと。

7、招待に應じ出席するときには相當の服裝を爲すべきこと。

8、招待に對する答禮は成るべく速に自ら往きて之を

述べ若しくは禮状を送るべきこと。

9、饗饌終りたるときは相當の時間を見計らひて退出すべきこと。己正客ならざるときは正客の退出を待つを禮とすること。

注意

綴り方と聯絡して招待状及び禮状の書方を練習すべし。

### 第八課 祖先の家の次に特設の作法

(祝賀、見舞、弔問、會葬)

(凡二時)

#### 一、一般の心得

- 1、祝賀見舞弔問には自ら往くべきこと。(復習)
- 2、慶弔儀式等の場合は相當の衣服を着用すべきこと。(復習)

#### 二、祝賀

細説第九祝賀見舞弔問一参照

同第九祝賀見舞弔問二参照

1、親しき人の家に慶事あるときは祝意を表するために訪問を爲し又は祝詞を送るべきこと。(復習)

2、祝賀の訪問を受け又は祝詞を送られたるときは、速に答禮の訪問を爲し又は禮状を送るべきこと。(復習)

#### 三、見舞

1、病氣の見舞には病狀に依りては病床に臨まざるを可とすること。(復習)

2、病人に面會する場合は特に談話舉動等を慎むべきこと。(復習)

3、災害の見舞には必要に應じ助力をなすを禮とすること。(復習)

4、病氣又は災害の見舞を受けたるときは答禮を怠るべからざること。(復習)

#### 四、弔問及び會葬

1、親戚知人に不幸あらば速に弔問すべきこと。(復習)

2、會葬の際は靜肅にして哀悼の意を表し、式場に到らば氏名を通じ、葬儀

同第九祝賀見舞弔問三参照

同第九祝賀見舞弔問四参照

尋常第六學年 第一學期末に特設の作法(食事)

一八四

終りたる後退散すべきこと。(復習)

3、會葬者、玉串を捧げ焼香を爲さんとする場合には、順次柩前に至りて敬禮し、少しく進みて之を行ひ、再び敬禮して退くべきこと。(復習)

4、會葬の往復には他人を訪問せざるを可とすること。(復習)

5、弔問會葬に對する答禮は、忌明の後之を爲すべきこと。但し會葬に對する答禮は直ちに之を爲すも妨なきこと。(復習)

一般の注意

尋五第二十七課女子の務の次に特設して之を教授せり。

### 第一學期末に特設の作法(食事)

(凡二時)

#### 一、饗應のときの心得(實習)

1、饗應のときは主客共に服裝を取り亂さざるやう注

意すべきこと。

2、配膳・給仕は上座の客を先にすべきこと。膳を撤するときも亦同じ。

3、給仕の際は、容を整へ進退を端正にし、特に手指を清潔にすべきこと。

4、膳を進むるには、先方に向けて其の中程を持ち、高く捧げ氣息のかからぬやうにして持出づべきこと。

5、膳を進められたるときは會釋すべきこと。(復習)

6、配膳了りたるときは主人は客に對し挨拶を爲すべきこと。(復習)

7、客は主人の挨拶了りたる後に箸を取るべきこと。同席者あるときは尊長の箸を取りたる後に取るべきこと。(復習)

8、碗の持方は兩手にて取り左手に載せ、拇指を碗側に當てて支ふこと。(復習)

尋常第六學年 第一學期末に特設の作法(食事)

一八五

9、碗の蓋を取るには片手を碗に添へ他の片手にて取り、膳の左方のものは左側に右方のものは右側に置くべきこと。(復習)

10、飯汁其の他のものを盛り換ふるには盆を以て其の器を受け又は進むべきこと。客は兩手を以て器を授受すべきこと。(復習)

注意

5 以下は尋五第十六課禮儀中に特設して之を教授せり。

### 二、茶菓(實習)

1、茶を喫するには茶碗を右手にて取り左掌に載せ右手を添へて飲むべきこと。(復習)

2、菓子類は箸又は楊枝にて取りて食すべきこと。又各自に對し器物に盛りて出したるときは物に依りては器を取り上げて食すべきこと。(復習)

注意

尋五第十六課禮儀中に特設して之を教授せり。

一般の注意

休暇中來客ありて饗應をなし、又他家を訪問して饗應を受けたる場合には實地につき練習すべきやう論し置くべし。

### 第十二課 自立自營に附帶の作法(凡二時中)

#### 一、召使に對する心得

1、召使に對し粗暴なる言語を遣ふべからざること。(復習)

2、己が利益のために召使の迷惑となるが如きことをなさざること。(復習)

注意

イ、尋五第二十課主人と召使に附帶して之を教授せり。

ロ、尋二第九召使をいたはれに附帶の作法に聯絡すべし。

#### 二、主人に對する心得

1、主人より命を受くる時は速に之をなすべきこと。(復習)

- 2、主人の器物を丁寧に取扱ふべきこと。(復習)
- 3、主人の蔭口を言ふべからざること。(復習)
- 4、主家の内事を洩らすべからざること。(復習)
- 5、召使多人數同時に勤むる時は互に信義を守り和親を旨とし、長幼新舊宜しく序あるべきこと。(復習)
- 6、主家の子供を大切にすべきこと。(復習)
- 7、主家の子供に悪例を示さざること。(復習)

注意

イ、1、2、3、4、5は尋五、第二十課主人と召使に附帶して之を教授せり。  
 ロ、6、7は尋四、第十召使に附帶して之を教授し、尋五、第二十課主人と召使に附帶して之を復習せり。

### 第十三課 規律正しくあれに附帶の作法

(凡一五時)

第一居常の心得三参照

同第一居常の心得八参照

### 一、居常の心得

- 1、外出したる時は食事時又は黄昏前には必ず歸宅すべきこと。(復習)
- 2、就寝起床の時刻は定め置くべきこと。(復習)

注意

尋二、第十一きまりよくせよに附帶して之を教授し、尋三、第六規律に附帶して之を復習せり。

### 二、物品整頓の心得

- 1、物品の出入等の順序方法を定め置くべきこと。(復習)
- 2、登校の準備は前日に爲し置くべきこと。(復習)

注意

尋一「第九整頓」に附帶して之を教授し、尋三、第六規律に附帶して之を復習せり。

### 第十三課 規律正しくあれの次に特

設の作法(言語應對) (凡〇五時)

#### 言語應對

- 1、卓子・椅子の備ある處に於て對話する場合は、先方が立ちたる儘なるときは己も立ち、腰掛けたるときは腰掛くこと。但し先方が尊長なるとき椅子を進められたる場合の外は腰掛けざること。(復習)
- 2、座敷に於て對話する場合に、先方が坐せるときは己も必ず坐して應對すべきこと。(復習)
- 3、先方が用事又は對話中なるときは其の終るを待つべく、急用なるときは會釋したる後に話し掛くべきこと。(復習)
- 4、途上に於て人に事物を尋ねんとする場合は帽を脱ぎて挨拶し、問答の後は謝辭を述べべきこと。(復習)
- 5、途上において人より事物を問はれたるときは、己の知れる所は親切に

細説第七言  
語應對五、  
六、七、十、  
十一、十二、  
十三、參照

- 之を告げ又知らざるときは其の旨を丁寧に答ふべきこと。(復習)
- 6、途上の立話は成るべく之を避くべきこと。(復習)
  - 7、人を電話口に呼出さんとするとき己先づ電話口に出づるを例とすること。又止むを得ざる場合の外は尊長を電話口に呼出すべからざること。

#### 注意

- 1、1、3、6は尋五、第八課油斷するなかれの次に特設して之を教授せり。
  - ロ、2は尋三、第十一行儀に附帶して之を教授し、尋五、第八課油斷するなかれの次に特設して之を復習せり。
  - ハ、4は尋四、第十五知識をひろめよに附帶して之を教授せり。
  - ニ、5は尋二、第二十五としよりに親切にせよに附帶して之を教授し、尋四、第十五知識をひろめよに附帶して之を復習せり。
- ホ、電話を敷設せる地方に於ては、特に電話にて話をなす場合の禮儀に



### 第十三課 規律正しくあれの次に特

#### 設の作法(集會)

(凡〇五時)

細説第十五  
集會参照

#### 集會

- 1、豫め通知を受けたるとき先方に於て準備を要する場合なるときは、必ず參否を答へ、出席の場合には時刻を違ふべからざること。(復習)
- 2、出席の通知を爲したる後止むを得ざる故障の爲に出席し難きときは、速に其の旨を通知し違約を謝すべきこと。(復習)
- 3、出席したるときは、係員の指揮に従ひ、豫め會場の設備及び集會の次第を心得置くべきこと。(復習)
- 4、出入著席の際には先を争ふことなく進退坐作を静にし、尊長老幼を先きにすべきこと。著席退散の際は隣席の人に會釋すべきこと。(復習)

- 5、屋内に於ては帽を戴き外套襟巻を纏ふべからざること。(復習)
- 6、集會の席上にては耳語し又は多數の人の解せざる辭を用ふる等、總べて他人の悪感を惹くが如き舉動あるべからざること。(復習)
- 7、講話演説中は特に靜肅にし、止むを得ざる場合の外退出すべからざること。(復習)

#### 注意

- 1、4は尋三、第二十謙遜に附帶して之を教授し、尋五、第十六課禮儀の次に特設して之を復習せり。
- 2、4を除く外は尋五、第十六課禮儀の次に特設して之を教授せり。

### 第十三課 規律正しくあれの次に特

#### 設の作法(船車に關する心得)

(凡〇五時)

細説第十七  
船車に關する  
心得参照

#### 船車に關する心得

1、船車に昇降する際又は乗車券等を求むる際は先を争ふべからざること。(復習)

2、老幼には成るべく席を譲るべきこと。(復習)

3、船車内を不潔にせざる様注意すべきこと。(復習)

4、携帶品の整頓に注意すべきこと。(復習)

5、同乗者に對し不快の感を懐かしめ或は己一人の便宜をのみ圖るが如きことあるべからざること。(復習)

6、車窓より物品を投棄し又は痰唾を吐くべからざること。(復習)

7、船車内に於ては放歌し又は高聲に談笑すべからざること。(復習)

8、空席ありとも濫りに横臥し其の他容儀を亂すが如きことあるべからざること。(復習)

9、他人の船室を窺ふが如きことあるべからざること。(復習)

10、執務中の船員に對し濫りに話し掛くべからざること。(復習)

11、其の他乗客に對する船車の規則を守り係員の指示に従ふべきこと。

(復習)

注意

イ、1及び6以下は尋五、第十六課禮儀の次に特設して之を教授せり。

ロ、2・3・4・5は尋四、第二十四公益に附帶して之を教授し、尋五、第十六課禮儀の次に特設して之を復習せり。

ハ、卒業後に於ては單獨に旅行する場合多ければ特に注意して取扱ふべし。

### 第十五課 獨を慎めに附帶の作法

(凡二時中)

#### 一、獨居の心得

1、歩行の際は食物を口にすべからざること。(復習)

2、横臥しながら書物などを見ざること。(復習)

注意

イ、1は尋三、第十一行儀に附帶して之を教授し、尋五、第二十一課徳行の

尋常第六學年 第十五課 獨を慎めに附帶の作法

次に特設して之を復習せり。

□、2は尋三第三十一行儀に附帶して之を教授せり。

### 第十五課 獨を慎めの次に特設の作

法(戸障子の開閉) (凡一時)

#### 一、一般の心得

扉・障子・襖等は静かに開閉すべきこと。又開放すべからざること。

(復習)

注意

尋二第十四不作法なことをするなに附帶して之を教授し、尋三第三孝行、尋四第二十博愛、尋五第十六課禮儀に附帶し、同第二十四課廉潔の次に特設して之を復習せり。

#### 二、扉の開閉(實習)

細説第六戸障子の開閉  
一参照

同第六戸障子の開閉二  
参照

1. 右開なる場合は把手を右手に採りて之を開き、室内に入り、内側の把手を左手に持ち換へて正しく之を閉すべきこと。(復習)
2. 左開なる場合は前の反對に開閉すべきこと。(復習)

注意

尋五第二十四課廉潔の次に特設して之を教授せり。

#### 三、引戸障子襖の開閉(實習)

1. 右に開かんとするときは右手を引手に掛けて少しく開き、左手を下部に掛けて押開くべく、之を右に閉づるには下部を持ちて引寄せたる後、左手を引手に掛けて正しく之を閉づるを例とすること。(復習)
2. 左に開き又は閉づる場合には前の反對に爲すべきこと。(復習)
3. 祭祀儀式の場合に於て座敷の戸障子・襖等を開閉せんとするときは跪きて之を行ふべきこと。(復習)

注意

尋五第二十四課廉潔の次に特設して之を教授せり。

尋常第六學年 第十五課 獨を慎めの次に特設の作法(戸障子の開閉)

同第六戸障子の開閉三  
参照

第二十一課 師を敬へに附帶の作法

(凡一時中)

一、行逢の禮

尊長に行逢ひたる時は凡そ數歩手前にて禮を爲すべきこと。(復習)  
凡そ五六歩前に約二歩側に避け立止まりてなすを可とす。

注意

尋一「入學當初の心得中の作法」にて之を教授し、同「第八行儀よくせよ」尋三「第九師をうやまへ」尋四「第十五知識をひろめよ」同「第十八禮儀に附帶して之を復習せり。」

二、歩行

尊長と同行する時には一步後れて隨行すべきこと。但し尊長を案内する場合は少しく先きに行くべきこと。(復習)

注意

尋五「第二十一課德行」の次に特設して之を教授せり。

細説第四敬禮四の2參照

同第五歩行一の6參照

第二學期末に特設の作法(授受進撤)

(凡二時)

授受進撤

細説第十三授受進撤參照

- 1、物品を授け又は進むるには丁寧に取り扱ひ、先方に受け易からしむるやう出すべきこと。(復習)
- 2、物品を授けられ又は進められたるときは會釋すべきこと。(復習)
- 3、刀物團扇等を進むるには柄を先方に向けて出すべきこと。(復習)
- 4、火鉢・煙草盆を進むるには、兩手にて持出で程よき所に置くべきこと。(復習)
- 5、茶を進むるには茶碗を茶臺・茶托又は盆に載せて持出で程よき所に到りて進むべきこと。(復習)
- 6、菓子果物を進むるには、器に盛りて盆に載せ箸又は楊枝を添へて出すべきこと。但し果物は皮つきのまま盆に載せ小刀を添へて出すことあるべきこと。(復習)

- 7、帽を進むるには、其の前を先方に向け内面を表はすことなく兩手にて縁を持ちて出すべきこと。(復習)
- 8、傘杖等を進むるには、兩手にて持ち柄を先方の右手の方に出すべきこと。(復習)

注意

- イ、1は尋三、第十一行儀に附帶して之を教授せり。2は尋二、第十四不作法なことをするなに附帶して之を教授し、尋三、第十一行儀に附帶して之を復習せり。
- ロ、1は尋三、第十一行儀に附帶して之を教授し、尋五、第十二課孝行の次に特設して之を復習せり。
- ハ、2は尋二、第十四不作法なことをするなに附帶して之を教授し、尋三、第十一行儀に附帶し、尋五、第十二課孝行の次に特設して之を復習せり。
- ニ、3以下は尋五、第十二課孝行の次に特設して之を教授せり。

ホ、休暇中適當なる機會あるごとに實地につき練習する様論し置くべし。

第二學期末休暇中の心得中の作法

(凡一時中)

一、年始の心得

- 1、新年には親戚知己等の家々を訪問して賀詞を述べ、又遠地にあるものには賀詞を送るべきこと。(復習)
- 2、家々を訪問するには相當の禮装にて之をなすべきこと。
- 3、賀詞を述ぶるに代へ名刺を配る場合にも敬意を失はざるやう注意すべきこと。(復習)
- 4、賀客に對しては成るべく面會して祝詞を交換し謝

細説第九祝  
一、見舞申問  
二、参照

意を述べべきこと。

注意

13 は尋四第二學期末休暇中の心得中にて之を教授せり。

### 第三學期初に特設の作法(訪問迎接)

(凡三時)

#### 一、一般の心得

- 1、訪問は急用の外成るべく早朝夜分・食事の時、其の他先方の迷惑となるべき時を避くべきこと。
- 2、先方の他出せんとするとき又は取込の際は、急用の外は面會を求めざるを可とすること。
- 3、人を訪問したるときは帽襟巻外套等を携へて客室に入らざるを例とすること。(復習)

細説第八訪  
問迎接一參  
照

4、人を訪問したるときは長坐せざるを可とすること。(復習)

5、用事ありて訪問をなしたるときは直ちに用事を述べべきこと。(復習)

6、用事ありて面會を求めんとするときは成るべく豫め先方の都合を聞き合すべきこと。(復習)

7、訪問を受けたるときは成るべく速に面會すべきこと。(復習)

8、訪問迎接には約束の日時を違ふべからざること。(復習)

9、應對中咳嚏の出るときは下座の方に向き靜かに之を爲すべきこと。(復習)

注意

イ、3・4・9 は尋四第十八禮儀に附帶して之を教授し、4 は尋五第十二課孝行の次に特設して之を復習せり。

ロ、5・6・7・8 は尋五第十二課孝行の次に特設して之を教授せり。

#### 二、案内及び取扱

同第八訪問  
迎接二參照

1、訪問のときは表口にて案内を乞ひ、取次の者に挨拶して氏名を告げ又は名刺を出し、簡明に來意を述べべきこと。

2、案内を乞ふ人あらば、取次の者は直ちに出席して禮を爲したる後氏名を尋ね又は名刺を受けて、來意を聞き、間違なきやう取次ぐべきこと。  
(復習)

3、尊長來訪のときは主人自ら迎へて案内すべきこと。

4、客の帽襟巻外套履物等は整へ置くべきこと。(復習)

注意

24は尋常第十八禮儀に附帶して之を教授せり。

### 三、挨拶

1、客室に案内せられたるときは、主人に挨拶せし後に著席すべきこと。椅子・座布團に著きたる後主人出

細説第八訪  
問迎接三參  
照

で來りたるときは之を離れて挨拶すべきこと。  
2、客室に案内せられたるとき先客あらば之に對して敬禮すべきこと。  
3、挨拶は先づ主人に之を爲し、次に同席者に及ぶべく、同席者多人數なるときは一同に向ひ敬禮すべきこと。

### 四、著席

1、座席は普通尊長に對しては床の前に之を設け、其の他に對しては床を側にし入口より遠き方に之を設くべきこと。

2、著席は主人の指圖に従ふべく固辭するは宜しからざること。

同第八訪問  
迎接四參照

- 3、同席者尊長なるときは己は下座に著くべきこと。
- 4、座布團を進められたるときは會釋して正しく其の上  
上に坐すべきこと。
- 5、著席の際は戸障子襖等の開閉の妨とならざるやう  
注意すべきこと。

### 五、接待

- 1、客には煙草盆茶等を進むべきこと。(復習)
- 2、應對中は濫りに席を離るべからず、止むを得ざるときは先づ挨拶し  
て席を離るべきこと。(復習)
- 3、椅子に倚りて應對するとき、尊長の前に於ては脚  
を組まざること。
- 4、客の辭し去らんとするとき濫りに引止めんとする

細説第八訪  
問迎接五の  
1、2、4、6  
参照

は宜しからざること。

### 注意

1、2は尋五第十二課孝行の次に特設して之を教授せり。

### 六、退出

- 1、退出するには話の都合を見計ふべきこと。若し食  
事の支度などありて引止められたるときは之を固  
辭するは禮にあらざること。
- 2、他の客來りたるときは己の談話は成るべく速に之  
を了へて辭し去るべきこと。
- 3、退出のときは挨拶を爲して後靜かに立ち立で、主人  
の見送は辭退するを宜しとすること。

### 七、送客

- 1、主人は客を表口まで送り出で、客の支度整へるとき挨拶を述べ、少時

同第八訪問  
迎接六参照

同第八訪問  
迎接七参照



其の姿を見送りて後戸障子を閉づべきこと。客の歸りたる後間もなく大聲に談笑べすからざること。(復習)

2、客の外套等を纏はんとするときは之を手傳ひ、夜分又は雨雪の時は提灯雨具を用意し、老幼女子に對しては人を付添へ其の家に送らしむることあるべきこと。(復習)

注意

7は尋五第十二課孝行の次に特設して之を教授せり。

一般の注意

第二學期末に於て授けたる特設の作法授受進撤に聯絡して適宜實習をなさしむべし。

### 第二十五課 國民の公務に附帶の作法

(凡二五時中)

細説第四  
敬參九の二

### 一、軍旗に對する心得

聯隊旗、軍艦旗に對しては敬禮すべきこと。但し軍旗に上覆あるときは敬禮を爲すに及ばざること。(復習)

注意

尋五第三課忠君愛國に附帶して之を教授せり。

### 第二十五課 教育の次に特設の作法

(進物)

(凡一時半)

進物

1、人に物を贈らんとするときは誠意を表することを目指とすべく、身分不相應の贈物を爲し若しくは濫りに之を爲すは禮にあらざること。

2、贈物の場合に應じ慣習に従ひて其の種類、數量等を適當に選定すべきこと。

3、進物を包むには白紙を用ふべく、其の包み方は紙の

細説第十二  
進物參照

相當の所に品物を置き、先づ左方を折り、次に右方を折るべきこと。金子等の場合には、更に上下を折りて長方形と爲すべきこと。

4、進物には水引を掛け熨斗を添ふるを例とすること。但し魚鳥類を贈る場合及び凶事の場合には熨斗を添へざるものとする事。

5、水引は吉事或は普通の場合は紅白若しくは紅金のもの凶事の場合には黑白若しくは白のものをを用ふべきこと。但し黑白の水引に代ふるに元結を用ふるは略式なること。

6、水引を掛くるには常に白又は金を左にし、兩輪に結ぶべきこと。但し婚姻縁組及び凶事には結切にす

べきこと。

7、表書は場合に應じ凡そ左の例に依るか又は品目を書すべきこと。但し凶事の場合を除く外「粗品」とのみ表書することあること。

一、謝禮の場合 御禮 謝儀等

一、吉事の場合 御祝 御祝儀 壽等

一、凶事の場合 御靈前 玉串料(神式)

御香奠(佛式)等

一、年始の場合 御年玉等

一、歳暮の場合 御歳暮等

一、餞別の場合 御贖 御餞別等

一、歸宅安著の場合 御土産等

8、氏名を記せんとするときは、下部の左方又は中央に

書すべきこと。

9、金子を贈る場合は包紙の内部に其の額を記入するを可とすること。

10、贈物の袱紗・風呂敷若しくは容器等を返す時は、婚禮及び凶事の場合の外移紙を入るるを例とすること。袱紗は之を畳み先方の器具に載せて返すべきこと。  
11、普通の訪問には手土産を携ふるを要せざるものと心得しむべきこと。

注意

イ、手工科と連絡すべし。

ロ、地方により凶事の場合に神式にては神饌料御神料佛式にては御佛前御香料御齋料御香奠とし、盂蘭盆の場合に中元御祝儀とすることあり。その他御見舞寸志薄儀薄謝御布施等の書方あることを斟酌

して授くべし。

ハ、贈物の袱紗は地方により裏返しに四つ折として品物の上に載せて出し、之を返す時は其の儘に出すを例とすることあり。

### 第二十五課 教育の次に特設の作法

(告送別及び送迎) (凡〇五時)

細説第十一  
告送別及び  
送迎参照

### 告送別及び送迎

- 1、長途の旅行又は轉住の場合は親戚・知人・近隣等に對し相當の挨拶をなすべく、之を受けたるときは速に答禮を爲すべきこと。
- 2、尊長又は近親の者長期の旅行を爲し又は轉住等の際は、停車場又は波止場等に見送り、其の來著の際は之を出迎ふるを禮とすること。

3、旅行等の際送迎せられたる時は速に答禮すべきこと。

### 第二十八課 教育に關する勅語に附

帶の作法(凡七時中)

#### 一、教育に關する勅語につきての心得

- 2、教育に關する勅語を謄せるものは之を鄭重に取扱ふべきこと。(復習)
- 2、勅語奉讀の際は姿勢を正しくし服装を整へ謹みて之をなすべきこと。(復習)

注意

尋四「第一明治天皇に附帶して之を教授し、尋五「第一課大日本帝國」尋六「第二、三、四、五、課榮行く御代」に附帶して之を復習せり。

#### 二、證書の受け方(實習)

卒業證書辭令書等を受くるには、授くる人の前凡そ三步の處にて立止ま

細説第十三  
授受並撤七  
参照

りて敬禮し、再び進みて兩手にて取り其の儘三步退き一見の後敬禮して退くべきこと。(復習)

注意

尋一「第二十五よい子供」に附帶して之を教授し、尋二「第二十六よい子供」尋三「第二十七よい日本人」尋四「第二十七よい日本人」尋五「第二十八課よき日本人」に附帶して之を復習せり。

## 後篇 細説

### 第一 居常の心得

#### 一、起床就寝ノ際ハ父母長上ニ禮ヲ爲スヘシ。

尋常第一學年修身書 第十二親を大切にせよに附帯

尋常第二學年修身書 第二孝行に附帯

尋常第三學年修身書 第十一行儀に附帯

尋常第四學年修身書 第八孝行に附帯

尋常第五學年修身書 第十二課孝行に附帯

#### 1、起床の挨拶

父母長上に挨拶する迄には、寢衣と常服とを着換へ、直ちに口を嗽ぎ顔を洗ひ、然る後これをなすを禮とす。されど多くの家にありては、起床後直ちに父母長上に見ゆること多きを以て、幼時に於ては別に衣服の着換盥嗽を終へざるも禮をなすを適當なりとす。

#### 2、就寝の挨拶

就寝のときは、寢衣に着換へざる前に挨拶をなすべし。若し父母長上が己より先きに寢に就きしときは、己の就寝前父母の枕元に静かに進みて禮をなすべし。若し此の際熟睡中ならば、これを避くるを可とす。

#### 3、挨拶の言葉遣

家庭により又兒童の發達程度により各其の度を異にし一様ならず。

今普通の家庭にありて用ふべきもの二三を示さん。

起床。おとうさん(おかあさん)お早うございます。

おとうさん(おかあさん)お早う。

就寝。おとうさん(おかあさん)お休みなさいませ。

おとうさん(おかあさん)お休み。

#### 二、起床シタルトキハ口ヲ嗽キ清メ顔ヲ洗フヘシ。

尋常第一學年修身書 第七からだを大切にせよに附帯

尋常第三學年修身書 第二十二健康に附帯

起床したる時の盥嗽は起床後直ちになすべく、且つ丁寧ならざる可からず。多くの兒童にありては、洗面はこれをなすも、口を嗽ぎ手を洗ふことはなさざるものあり。洗面をなすにしても唯顔の中央のみを洗ひ耳邊頸筋等は清潔にならざること多し。男子にありてはこの際頭部をも洗ひ、頭髮を不潔ならしめざる様注意せざるべからず。家庭の程度の許す限りは、成るべく柔かなる楊枝を用ひて齒を磨くこととし、用水は年中冷水を用ひ、疾病其の他止むを得ざる場合の外は湯を用ひざる様にすべし。

顔及び手を拭ふ用布類は、常に清潔ならしめ、傳染病の媒介等の患なき様成るべく各人これを携帯するを可とす。

漸く長するに及びては、起床の際は己の寢具は勿論父母兄弟のもの之を疊み、定まりたる場所に整頓し置く様心掛くべし。

### 三、就寢ノ後ハ濫ニ談笑セサルモノトス。

尋常第一學年修身書 第七からだを大切にせよに附帶

尋常第二學年修身書 第十一きまりよくせよに附帶

尋常第三學年修身書 第六規律に附帶

就寢後の談話は、幼時に於て兄弟姉妹の同衾する際に往々これあるものにして、これ一面には友情の篤きより自然に出づる所なれども、時には互に蒲團の引合ひをなし、或は玩具の取合ひ等をなし争ふことあり、其の他濫りに談笑して他人の安眠を妨げ、或は己の睡眠時間の不足を來し、特に談話の種類によりては、大いに精神を刺戟して爲に終夜眠られざることすらあり。

就寢の時刻は成るべくこれを定め置き、濫りに夜深しをなし、或は寢床中にて菓子を食し、或は書見をなし、或は夕食後其の場に臥する等のことあるべからず。

長するに及びては寢具は自ら取出して之を展べ、他人の手を煩さざる様注意し、常服は正しく取纏め枕元近くに整へ置かしむべし。

就寝の際は容儀を亂すことなく衛生にも注意すべし。

#### 四、頭髮・顔面・手足等ハ之ヲ清潔ニスヘシ。

尋常第一學年修身書 第七からだを大切にせよに附帶

尋常第二學年 學年初の心得に附帶の作法

尋常第三學年修身書 第二十二健康に附帶

尋常第四學年修身書 第十一身體に附帶

尋常第五學年修身書 第十六課禮儀に附帶

身體を常に清潔ならしむるは、衛生上は勿論人として自己の品位を保つ上に大切にして、不潔なる時は他人をして不快の感を起さしめ忌嫌はるゝこと尠からず。

男子にありては、毎朝洗面の際頭部をも洗ふことを得るも、女子にありては、結髪の爲に之をなすこと難し。されば頭髮を梳り頭垢を去ることは毎朝これをなすことゝし、時々湯水を以て頭髮を洗滌し惡臭を發せざる様注意せざるべからず。特に夏季にありては屢之をなすを可とす。

家庭・學校にありて身體の汚るゝ仕事をなしたる時、又は不潔なるものに手を觸れたる時、或は外出して砂塵を被りたる時は、必ず汚れたる部分を洗淨し、不潔ならしめざる様心掛くべし。

手足の爪の伸びたるも、是又不潔なるは勿論己または他人の身體を傷つくることあるものなれば、時々之を剪り取るべし。

鼻紙は常に用意し置き、鼻汁は絶えず之を除き去り、衣服手指等にて拭ふが如きことあるべからず。

#### 五、衣服ハ正シク之ヲ著用スヘシ。

尋常第一學年修身書 第八行儀よくせよに附帶

尋常第二學年 學年初の心得に附帶の作法

尋常第五學年修身書 第十六課禮儀に附帶

衣服の著用につきては、容儀を整へ、品位を保つ上に實に注意すべきことにして、單に衛生上の目的のみを有するに非ず。併し衛生上の目的に副ふ衣服はこれ正しき容儀を整へ品位を保ち得るものにして、兩者

相俟ちて其の目的を達し得るものなり。

### 1. 衣服の清潔。

衣服は質素なるべく華美なる服装は却て見苦し。又野鄙なるものを纏ふも、是亦他人の輕侮を招くものなり。されば分に應じて之を用ひ、苟も虚飾に流れざる様注意せざる可からず。特に學生時代に於て、服装の美を云爲するに至りては、學習上更に其の弊尠しとせず。

如何なる美服を纏ふも、不潔なるときは、寧ろ清潔なる粗服に劣るものなり。されば成るべく汚さざる様にするは勿論、時々洗濯をなし垢染まざる様注意すべし。

襦袢につきては、特に注意を拂ひ、時々之を着換ふることゝすべし。濫りに垢垣にもたれて之を汚し、或は顔面手足等を洗ひて衣服前垂等に拭ふが如きは、堅く誠めざるべからず。

衣服の綻び若しくは釦の落ちたる時は直ちにこれを繕ふべく、之を放棄し置くが如きことあるべからず。

### 2. 衣服の着用

イ、一般 襟元の開きたるは身に締りなく見ゆるものなり。襟元は常に正しく合せ置くべし。特に洋服の場合は、襟元のホック釦等のかくべきものは正しく掛け置くを可とす。

ロ、帯の締め方 帯は正しく後にて結び巻帯となすべからず。而して此の際は、兩端の長く下に垂れざる様注意すべし。着袴の場合に於ては、結目の餘りに高くなる時は、袴の腰板の落付かざることあり。

ハ、着袴 袴は折目正しく之を着け、濫りに短くして脛のあらはれざる様にするを可とす。これを着くるには、前腰を先にし其の紐は後に結び、次に後腰を着け紐は前にて正しく結ぶ可し。

但し、女子にありては、右前に結ぶものとす。

ニ、羽織の着方 襟は正しく折返して着用すべし。紐は正しく結ばざるべからざるも、兒童にありては解き放しになし置くこと多く、又長



き紐の先端を結び之を頸に掛け居るが如きことあり。何れも注意すべき事なり。

### 六、帽ハ正シク之ヲ冠ルヘシ。

同上

海軍帽は徽章の中央が鼻柱の中心と一直線上にある様にし、阿彌陀冠りにならざる様注意すべし。

女子の帽にありては、側方のリボン其の他裝飾の部分は、之を左にするか、又は前にして冠るべし。

帽の取扱は之を丁寧にし、用ひざる時は一定の場所に掛け置き、破損せざる様注意し、且つ、形狀を損するが如きことあるべからず。

### 七、履物ハ揃ヘテ之ヲ脱クヘシ。

尋常第一學年修身書 第八行儀よくせよに附帶

尋常第二學年修身書 第十四不作法なことをするなに附帶

屋内に入る時には、下駄は正しく揃へて脱ぎ、決して亂雑にならざる様

注意すべきなり。特に多人數同時に一所に脱ぎ置くときは、他人のものと同違ふるが如きことあるべからず。若し入口に下駄棚等の備付ある時は、鼻緒を向ふにして深く之を入れ置くべし。

靴の儘昇降を許す場所にては、よく其の土を拭ひ去り然る後昇るべし。靴は時々之を磨き泥土の附着し居らざる様注意し、靴下も惡臭を發せざる中に穿き代ふることゝすべし。

### 八、物品ハ其ノ整頓ニ注意スヘシ。

尋常第一學年修身書 第九整頓に附帶

尋常第三學年修身書 第六規律に附帶

尋常第六學年修身書 第十三課規律正しくあれに附帶

物品を整頓し置くは、之を取出す上に便なると、又體裁のよきとより見て大切なることなれども、其等に關せず物品を取亂し、或は踏み跨ぐ等の事をなすは、不作法として大いに責むべきことなり。

### 九、父母長上外出歸宅ノ際ハ禮ヲ爲スヘシ。

第一 居常の心得

尋常第一學年修身書 第八行儀よくせよに附帶

尋常第一學年修身書 第十二親を大切にせよに附帶

尋常第二學年修身書 第二孝行に附帶

尋常第三學年修身書 第三孝行に附帶

尋常第四學年修身書 第八孝行に附帶

尋常第五學年修身書 第十二課孝行に附帶

父母長上の外出せんとする時は、玄關又は出口にて見送り、歸宅の際はこれを出迎ふるを禮とす。

父母長上外出歸宅の際挨拶に用ふる言葉遣に付きては、兒童の程度及び家庭の狀況により斟酌すべきも、先づ外出の時は、行つていらつしやいませ」お早うおかへり」歸宅の際は、お歸りなさいませ」單に「お歸り」と云はしむるを普通とす。

一〇、外出スルトキハ豫メ行先歸宅ノ時刻等ヲ父母長上

ニ告ケ其ノ許ヲ受クヘシ。

尋常第一學年修身書 第十三親のいひつけなまもれに附帶

尋常第三學年修身書 第三孝行に附帶

尋常第四學年修身書 第八孝行に附帶

尋常第五學年修身書 第十二課孝行に附帶

兒童は往々行先を告げずして外出をなし、食事の時間になるも夕景になるも歸宅せず、爲に父母をして心配せしむることあり。特に夏季に於ては游泳に行く等のとあり。これ等は不規律なる習慣となると共に、父母長上に對して心配をかけ禮を失することゝなるなり。父母長上より用務を命せられて外出する場合の外は、その行先及び歸宅の時刻を告げ其の許を受けざるべからず。父母長上の許なき場所及び時刻には外出せざるは勿論、許を受けざる前には濫りに他人と他に同行の約束を爲すが如きことあるべからず。

一一、外出・歸宅ノ際ハ父母長上ニ禮ヲ爲スヘシ

尋常第一學年修身書 第八行儀よくせよに附帶

同

第十二親を大切にせよに附帶

尋常第二學年修身書 第二孝行に附帶

尋常第三學年修身書 第三孝行に附帶

尋常第四學年修身書 第八孝行に附帶

尋常第五學年修身書 第十二課孝行に附帶

上校下校の際に於ける禮は之を爲すものあるも、用辨又は遊歩の爲外出の場合には之を爲さざるもの多し。何れの場合と雖も此の際は丁寧を爲さざるべからず。

禮をなすとき、父母長上の坐せる場合は己も坐し、立ち又は腰掛けたる場合は立ちて之をなし、殊更に坐するには及ばず。其の際携帶せる手荷物あらば成るべく之を下に置き、帽襟卷等を着け居る時は之を脱ぎて爲すべし。

言葉遣につきては、外出の時は「行つて参ります」「行つて來ます」「歸宅の時は「只今歸りました」「只今等の言葉を明瞭に遣ふべし。

父母長上の命により用務のため外出する時は、用向を聞洩すことなき様よく注意し、歸宅後は丁寧に返事を述べべし。若し、歸宅時刻の豫定

より遅れたる時は、其の事由をも告ぐるを可とす。

### 一二、近隣ノ人其ノ他親戚知人ニ逢ヒタルトキハ禮ヲ爲スヘシ。

尋常第一學年修身書 第二十一近所の人に附帶

尋常第二學年修身書 第五親類に附帶

尋常第三學年修身書 第二十五近所の人に附帶

外出の際或は戸外にて遊び居る際、近隣の人其の他親戚知人に逢ひたる時は、丁寧に禮をなさざる可からず。又近隣及び親戚知人の家に遊びに行きたる際は勿論、歸宅する時も禮をなすべし。特に菓子玩具等を貰ひたる時は一禮をなして之を受け、手助け等を請はれたる時は快く之に應ずべし。

親戚又は近隣に遊びて食事をなし、品物を貰ひたる時は、歸宅後直ちに父母長上に其の旨を告ぐべし。

禮の仕方につきては、幼時に於ては別に言語を發せざるも可なり。併

し長ずるに及びては、或は「お早うございます。今日は「左様なら」ありがたう等適當に用ふべし。

一三、近隣ニ病人又ハ凶事等ノアル場合ハ、靜肅ニスヘシ。

尋常第一學年修身書 第二十一近所の人に附帶

尋常第三學年修身書 第二十五近所の人に附帶

近隣の人には動もすれば、親戚知人に勝りて世話になることあるものなり。されば此等の人に對しては常に禮儀を守り、且つ互に助け合ふ所なかるべからず。

近隣に病人または兇事ある場合には、互に其の憂を共にし、假令己が家にありても靜肅を保ち、濫りに大聲を發し或は放歌等をなすべからず。尙其の門前にて喧躁なる遊戯をなすが如きも之を避くる様注意すべし。此の際お使等頼まれたるときは快く之に應じ、成るべく速に用を便すべし。

一四、立聞・隙見・耳語等ヲ爲スヘカラス。

尋常第一學年修身書 第八行儀に附帶

尋常第三學年修身書 第二十五近所の人に附帶

近隣の家に來客あり又は事變りたることあるも、之を立聞隙見などをなすは、極めて無禮なる行なり。己の家にありても來客ありて用談中は、兒童は成るべく室内に入らざるは勿論、戶外にて立聞し或は隙見をなすは宜しからず。特に多人數談話せる際ある一二名と耳語をなすは、他人の感情を損ひ大いに禮を失する事あり。かゝる場合に於ては耳語を爲すことは一切之を避け、若し其の際是非談せざるべからざる必要あらば、當人を別室に呼び出し靜かに之をなすを可とす。

一五、入浴ノ際ハ浴槽ヲ汚シ又ハ湯水ヲ濫用セサルヤウ注意スヘシ。

尋常第一學年修身書 第七からだを大切にせよに附帶

同 第二十四人に迷惑をかけるなに附帶

尋常第三學年修身書 第二十六公益に附帶

入浴の際は浴槽外にて身體を洗ひて入り湯水の汚れざる様注意すべし。浴槽内にて身體を洗ふことは、湯水を汚すのみならず、湯滴等を飛ばし他人に迷惑をかくるものなれば、浴槽外にて之をなす様心掛くべし。殊に幼年の兒童が往々潜水等の真似をなして遊ぶが如きことあるは大いに誠むべきことなり。

多人數同時に入浴する時は、他人の入槽を妨ぐる場處に居らざる様にし、且つ湯桶を多く占領するが如きことあるべからず。又湯水を濫りに汲み出し或は立乍ら冷水を注ぎて他人にかくるが如きことも注意すべきことなり。

石鹼洗粉の類は、浴槽外にて之を使用すべきは勿論、能く洗ひ落して後入槽すべし。又流し其の他の所に痰唾を吐き散らし、或は流溝に濫りに物を棄つる等のことあるべからず。

湯の加減は己のみを標準とせず、多數の人の意に従ふべし。

放歌談笑して長湯をなし、或は裸體のまま、脱衣場外へ出づるが如きこ

とも宜しからず。

### 一六、用便ハ便所ニ於テ爲スヘク且ツ之ヲ汚ササルヤウ 注意スヘシ。

尋常第一學年 入學當初の心得中の作法

用便を便所以外の所にて爲すは、極めて無作法なるのみならず、公衆衛生上より見て大いに非難すべき事なりとす。特に人家の周圍にて之を爲すが如きに至りては大いに誠めざる可からざることなり。

又自家の便所たると否とに係はらず、常に清潔を保つ様注意すべし。不潔なる場所なりとて、これを汚すも更に意に介せざるものあり。便所は如何に清潔ならしめんと欲すと雖も自然不潔なるを免れざるを以て、之に入るものは各自注意する所なかるべからず。

#### 用便の心得

1、外出及び従業前には豫め上廁し、途上濫りに辻便所に入らざる様すべし。

- 2、大便是成るべく朝夕一定時刻に定むべし。
  - 3、踏段、跨板等は之を汚さざる様注意すべし。
  - 4、便所用履物は入口より直ちに履き得る様脱ぎ置くべし。
  - 5、便所紙は常に携帯すべし。
  - 6、共同便所に入る時は戸を叩き他人の在否を確むべし。
- 一七、用便ノ後ハ手ヲ清ムヘシ。

同上

大便の際に手を洗ふことは、一般に行はるゝ所なれども、小便の時は程度低き家庭にありては之を行はざるものあり。手を清むることは家庭の高下により別あるべきものに非ずして、一は作法として大切なるのみならず、衛生上より見ても亦大いに注意すべき事なりとす。而して手を洗ひたりと云ふも只申譯的に指先のみを水に浸して其の儘になし置き、或は前垂等にて其の手を拭ふものあり、洗はざるに等しと云ふべし。手は十分に洗ひ清め、手拭半巾等を以て拭ふべきなり。手水

鉢の水は成るべく毎日之を取換へ、不潔ならざる様注意し、柄杓は必ず添へ置くべし。

柄杓の持ち方。

先づ左手に柄を取りて右手を洗ひ、次に右手に柄杓を取りて左手を洗ふべし。左右両手を洗ひ終らば、柄杓に水を汲み、これを上にして立て其の柄を濯ぐべし。

手水の進め方。

人の右より進む場合は、己は右手に、左より進む場合は、左手に柄杓を取りて徐かに注ぎかくべし。

第二 姿勢

一、立テル姿勢。

上體ヲ眞直ニシロク閉チ兩足ヲ揃ヘ手ハ自然ニ垂レ

眼ハ前方ヲ正視スヘシ。

尋常第一學年

入學當初の心得中の作法

尋常第一學年修身書

第七からだを大切にせよ

尋常第三學年修身書

第二十二健康に附帶

尋常第四學年修身書

第十一身體に附帶

上體を眞直ならしめんとせば、先づ着眼點に注意し頭を眞直に保たざるべからず。而して顎を少しく引き兩肩も引目にするを可とす。兒童にありては、胸部を張るために、力を入れ堅くなることあり、注意すべし。

手は自然に垂れ股の兩側にあらしめ、手指は互に開かざる様注意すべし。

兩脚はこれを揃へて伸ばし、足尖を凡そ四十五度に開き兩踵は之を密接すべし。

式其の他の場合に於て長く此の姿勢を取る時は、疲勞するとあるもの

なれば、此の際は足と足との間を少しく開き、體の重心の位置を左右に轉換するを可とす。

### 二、腰掛ケタル姿勢。

上體ハ立テル姿勢ト同様ニシ腰ヲ深く掛ケ足ヲ正シク床上ニ揃ヘ兩手ヲ膝ノ上ニ置キ又ハ輕ク組ミ眼ハ前方ヲ正視スヘシ但シ前ニ机卓子等ノ在ル場合ニハ兩手ヲ輕ク之ニ掛クルモ可ナリ。

尋常第一學年

入學當初の心得中の作法

同

第七からだを大切にせよに附帶

尋常第三學年修身書

第二十二健康に附帶

尋常第四學年修身書

第十一身體に附帶

尋常第五學年修身書

第十八課勉學に附帶

腰掛くる時は上體が前方に傾き易きものなり。此の場合に於ては下腹部に皺のよらざる様注意し、腰を深く掛け上體を椅子の靠に副はし

むべし。

手の置き方は男子は膝の上に両手を拓き、女子は左手を右手にて覆ひ置くを普通とす。

腰の掛け方。

椅子に倚らんとするときは、先づ下座の方より進み椅子の側に立ち、椅子の方の手を靠の上に掛け、其の方の足より進み掛くべし。若し、其の前に机卓子等ありて直ちに掛け難き時は、靠の上に一方の手を掛くると同時に他の方の手を以て机卓子等との距離を少しく取り、之に倚るべし。

椅子より立ち方。

椅子より立つ時は、先づ椅子の前に直立し下座の足より退き、次に上座の方の手を靠の上に掛け、他の方の手を椅子に掛けて持ち、椅子を元の位置に復し置くべし。此の際床面を引ずりて音を立つるが如き事なき様注意すべし。

三、坐セル姿勢。

上體ヲ眞直ニ保チ兩足ノ拇指ヲ少シク重ネ兩手ヲ膝ノ上ニ置キ又ハ輕ク組ミ眼ハ前方ヲ正視スヘシ。

尋常第一學年修身書 第八行儀よくせよに附帶

尋常第二學年修身書 第六學問に附帶

尋常第三學年修身書 第二十二健康に附帶

尋常第四學年修身書 第十一身體に附帶

上體の姿勢は腰掛けたる場合と異なることなく、只坐せる際には兩足の拇指を少しく重ねるものとす。長時間に亘るときは、徐かに上下を交換すべし。併し之を故らに爲すが如くし、上體を左右に振る等は宜しからず。両手を膝の上に置く時は、指間の離れざる様注意し掌を下にするを可とす。

着袴の場合には、兩脇を少しく開き襪の亂れざる様にし、羽織を着けたる場合は、後にはねて臀部に敷き込まぬ様にすべし。



着眼點は人と對話する場合は、普通には先方の胸邊とし、凶事にありては膝の邊を見るを適當とす。對話中ならざる時は、床上約一間乃至一間半前方に注ぐを可とす。

第三 起坐

一、座ヲ起ツニハ兩手ヲ膝ニ置キ先ツ兩足ヲ爪立テテ少シク右膝ヲ立テ徐ニ起チ上ルヘシ。

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第五學年修身書 第四課忠君愛國の次に特設

尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代の次に特設

兩足を爪立つる際上體を前に傾くるもの往々あり。これは上體を眞直に保つ姿勢を忘るゝより來るものにして、其の結果十分に立ち上ること能はざるなり。少しく右膝を立つると同時に起ち上るを可とす。若し之を別々になさんとする時は却て姿勢を亂すものなり、幼兒にあ

りては、此の際左の手の指尖を床上に突かしむるも可なり。袴を穿き羽織を着せる場合は之を踏まざる様注意すべし。

二、坐スルニハ兩足ヲ揃ヘ左足ヲ少シク引キ先ツ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突クト共ニ兩膝ヲ揃ヘテ坐スヘシ。

同上

坐するにも一旦立てる姿勢を正しく取り兩足を揃へ、而して左足を少しく引き靜かに腰を下すべし。此の際左膝を突くを先にするとのみを考ふる時は、上體は前方に傾き不自然なる形になることあり、左足を少しく引くと殆ど同時に腰を下す時は、自然に左膝は右膝よりも先だつことゝなるべし。

三、立チタルトキノ廻リ方ハ向カントスル方ノ足ヲ引クト共ニ其ノ方ニ徐ニ廻ルヘシ。

同上

起立の際右に廻らんとするには右足を、左に廻らんとするには左足を

少しく後に引くときは、自然に方向を換へ得るものなり。歩行中には、向かんとする方の足を軸として廻るべし。この際餘りに目立つは宜しからず。

#### 坐して廻り方

長上の前にて立ちたる場合に退かんとする時は、數歩逆進して後方向を變ずると同じく、坐せる時も直ちに立ち上ることなく適當なる所まで膝行して後廻るべし。此の際は廻らんとする方の手を膝の上ののせると同時に反對の手を座上につき、其の方の足を少し側方に開き腰を其の踵上におとし、廻らんとする方の膝を軽く浮かせて、其の足を側方に開きし足と踏み並べ、廻る方の足の趾に力を入れ兩膝を少しく浮かせて徐に廻るべし。この時座上に突きたる手は自然に膝の上に取りて後立ち退くべし。

### 第四 敬禮

#### 一、一般ノ心得

##### 1、凡テ敬禮ハ恭敬ノ意ヲ失フヘカラス。

作法の根本精神として最も大切なるは、恭敬の念にして此の精神の外形に正しく表はれたる者は、是即ち眞の作法なりとす。如何に外部的發表に於て巧なりとも其の精神に於て缺くる所ありとせんか、作法は徒らに形式のみに流れて了るものなり。

去りながら人は只其の精神すら正しければ其の外形は更に整ふる要なしとすべきには非なるなり。往々書生上りのものについて見るが如く禮儀を守るはこれ快男子の爲すべき所にあらずと考ふるは、これ其の精神の一方面のみを顧みて外部的發表を無視するの弊と云ふべきなり。勿論心と動作とは主従の關係を有するものなれども、唯主たる心のみを重んじ動作を輕んずる時は、秩序を正しくする上にも甚だ困難なりといふべし。内部的精神を正しく外部に表はすことによりて更に内部的精神を整へ且つ其の修練を期するに至るものなり。

## 2、凡テ敬禮ヲ受ケタルトキハ必ズ之ニ答禮スヘシ。

尋常第五學年修身書 第四課忠君愛國(其の二)の次に特設

尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代(つゞき)の次に特設

敬禮を受けたるときは、先方が己より身分の高下に係はらず、速に答禮すべきものなり。此の際敬禮者と受禮者との身分の如何により其の方法に於ては精疎あるべきも、假令目下のものに對しても、餘りに軽く之をなし、却つて敬禮者をして不快の感を起さしむる等の事なき様注意せざるべからず。

### 参照

#### 陸軍禮式令

第十二條 軍人ハ特ニ規定アル場合ヲ除ク外上官ニ對シテ敬禮ヲ行ヒ。上官

ハ之ニ答禮シ同級者ハ互ニ敬禮ヲ交換スヘシ。

敬禮ヲ行フトキハ通常受禮者ノ答禮終ルヲ待チ舊姿勢ニ復スルモノトス。

答禮ハ場合ニヨリ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ且注目スルコトヲ以テ舉手注目又ハ刀ノ禮ニ代ウルコトヲ得。

#### 海軍禮式令

第十九條 軍人ハ上官ニ對シ敬禮ヲ行ヒ上官ハ之ニ答禮シ同級者ハ互ニ敬

禮ヲ交換スヘシ。但シ特ニ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス。

同時ニ二人以上ノ上官ニ對スルトキハ特ニ規定アル場合ヲ除ク外最高

級ノ人ノミニ對シ敬禮ヲ行ヒ其ノ最高級ノ人ノミニ答禮ヲ行フト例トス。

敬禮ヲ行フトキハ受禮者ノ答禮スルヲ俟チ原姿勢ニ復スルモノトス。

## 二、立禮

### 1、普通禮ハ先ツ立テル姿勢ヲ取り次ニ上體ヲ徐ニ前ニ

傾ケ手ハ自然ニ下ケ其ノ指尖股ノ中邊ニ達スルヲ度

トス。

但シ殊更ニ頸ヲ屈スヘカラス。

尋常第一學年

入學當初の心得中の作法

尋常第二學年修身書

第八祖先を尊べ、第十八天皇陛下に附帶

尋常第三學年修身書

第一皇后陛下に附帶

尋常第五學年修身書

第二課昭憲皇太后に附帶

第四 敬禮

普通禮をなさんとする時は、先づ直立の姿勢を取り敬禮すべき人に対し一旦注目して、上體を徐に前に傾くるを可とす。この際長く對者を凝視し、或は粗卒輕浮なるは禮とする所に非るなり。手は自然に垂れ其の指尖股の中邊に達する迄に上體を屈する時は、餘りに深く傾かざるものなり。上體を復するは凡そ一呼吸の間に於てなすべし。この際頸を殊更に屈するときは、頸筋襟元などを先方の人に見することゝなりて失禮となるべし。

敬禮了りて退かんとする時は、元の姿勢に復したる後徐に之を爲すことゝし、背後を直ちに先方に向けざる様其の儘二三歩退歩して後廻り退くべし。

参照

陸軍禮式令

第二十九條 室内ノ敬禮ハ體ノ上部ヲ前約十五度ニ傾ケ、受禮者ノ眼又ハ敬

禮スヘキモノニ注目スルノ外最敬禮ニ同シ。

室内ニ入ラムトスルトキハ室外ニ於テ脱帽スヘシ。

下士兵卒銃又ハ槍ヲ携フルトキハ、前二項ニ依ラス室外ノ敬禮ヲ行フモノトス

將校ニシテ下士兵卒ノ室内ニ入ルトキハ脱帽セサルモ妨ナシ。此ノ場合ニハ室外ノ敬禮ヲ行フモノトス。

第三十六條 室外ニ於テハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外舉手注目ノ敬禮ヲ行フベシ但シ右手ヲ舉グルコト能ハサルトキハ、其ノ儘受禮者ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケヘシ。

舉手注目ノ禮ハ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ、其ノ指ヲ接シテ伸ハシ食指ト中指トヲ帽底ノ右側ニ當テ掌ヲ稍外方ニ向ケ肘ヲ肩ノ方向ニテ略其ノ高サニ齊クシ、頭ヲ向ケテ受禮者ノ眼又ハ敬禮スヘキモノニ注目ス。

海軍禮式令

第二十五條 室内ノ敬禮ハ先ツ室外ニ於テ脱帽シ室内ニ入り受禮者又ハ敬禮ヲ受クヘキモノニ對シテ停止正面シ姿勢ヲ正シテ受禮者ノ眼又ハ敬禮ヲ受クヘキモノニ注目シ、體ノ上部ヲ約十五度前ニ傾ケ頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保ツヘシ但シ帽ヲ手ニ持ツトキハ右手ニテ其ノ庇又ハ前部ヲ摘ミテ之ヲ垂直ニ提ケ、其ノ内部ハ右股ニ對セシム。

第四 敬禮

下士卒銃ヲ携フルトキニ於ケル室内ノ敬禮ハ室外ノ敬禮ニ同シ。答禮ノ方法ハ敬禮ニ準ス。但シ著席者ノ答禮ハ其ノ儘體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ敬禮者ニ注目スルヲ例トス。

第四十條 室外ノ敬禮ハ舉手注目トス

舉手注目ハ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ右臂ヲ右斜ニ右前腕及掌ヲ一線ニ保テ五指ヲ伸ハシテ之ヲ接シ、掌ヲ左方ニ向ケ食指ノ第三關節ヲ帽ノ右前部又ハ庇ノ右縁ニ當テ、頭ヲ向ケテ受禮者ノ目又ハ敬禮ヲ受ケヘキモノニ注目ス但シ兩手ニ物件ヲ携帶シ擔荷シ其ノ他右手ヲ舉ケコト能ハサル時ハ、其儘頭ヲ受禮者又ハ敬禮ヲ受ケヘキモノニ向ケテ注目シ、體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケヘシ。

答禮ノ方法ハ前二項ニ同シ。但シ必要ニ依リ頭ヲ向ケ注目シ、體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケテ舉手注目ニ代フルコトヲ得。

2、最敬禮ハ先ツ立テル姿勢ヲ取り次ニ上體ヲ徐ニ前ニ傾ケ手ハ自然ニ下ケ其ノ指尖ヲ膝頭ノ邊ニ達スルヲ度(約四十五度)トシテ凡一呼吸ノ後徐ニ原ノ姿勢ニ復スヘシ但シ殊更ニ頸ヲ屈シ又膝ヲ折ラサルヤウニ注

意スヘシ。

- 尋常第一學年修身書 第十六天皇陛下に附帶
- 尋常第二學年修身書 第十八天皇陛下に附帶
- 尋常第三學年修身書 第一皇后陛下に附帶
- 尋常第四學年修身書 第一明治天皇に附帶
- 尋常第五學年修身書 第二課昭憲皇太后に附帶
- 尋常第六學年修身書 第二三四五課榮行く御代に附帶

最敬禮は天皇、皇族並に御影に對し奉り、或は大廟等に參拜する時に行ふべき最も謹嚴なる敬禮法なり。

先づ此の場合に於ては入室前より豫めこの心得あるべく、即ち其の入口にて軽く敬禮をなし、次に闔を入り更に敬禮を行ふべし。それより静かに進みて貴人或は御眞影を距ること約六七歩の前に止まり、一旦直立し、然る後謹みて最敬禮をなすべきなり。

此の際手を膝頭の下邊よりも尙下すときは、上體屈し過ぎ臀部の後に

最敬禮終らば上座の足より逆行して退き、闕際にて一旦兩足を揃へて敬禮し、上座の足より闕を出て再び軽く敬禮をなして、上を受けて廻り退くべし。

参照

鳳凰ノ間文官拜謁敬禮式(明治四十三年五月二日)

御間ノ外ニ達シ玉座ニ面シタルトキ先ツ敬禮ヲ爲シ、次テ御間ニ入り直チニ敬禮ヲ行ヒ而シテ徐ニ進ミテ玉座ヲ距ルコト約六歩ノ所ニ至リ最敬禮ヲ行フ。最敬禮終リタルトキハ玉座ニ面シタルマ、退歩シ、御間ノ出口ニ於テ敬禮ヲ行ヒ、猶退歩シテ御間ノ外ニ至リ玉座ニ面シテ再ヒ敬禮ヲ爲シ退下ス。

最敬禮 玉座ニ正面シテ直立シ兩足ヲ整ヘ兩手ヲ體ノ兩側ニ垂下シ兩股ニ密接セシメ、玉座ニ注目シテ體ノ上部ヲ約四十五度前ニ傾ケ徐ニ舊ニ復ス。若シ帽アルトキハ右手ヲ以テ帽ノ前底ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ケ帽ノ内部ヲ右股ニ對セシム。大禮服又ハ宮内官小禮服ノ帽ナルトキハ右手ヲ以テ垂直ニ提ケ其ノ頂チ前ニシ左側ヲ右股ニ對セシム。

陸軍禮式令

第二十五條 天皇ニ拜謁スルトキ室内ニ於テハ最敬禮ヲ行フヘシ。

最敬禮ハ不動ノ姿勢ヲ取り、先ツ天皇ニ注目シ次ニ體ノ上部ヲ前約四十五度ニ傾ケ、頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保チ帽ハ右手ニテ其ノ底ヲ摘ミ之ヲ右股ニ接シテ提ケ帽ノ内部ヲ右股ニ對セシム。刀ヲ佩フルトキハ柄ヲ後ニシ左手ニテ鍔部ヲ握ルモノトス。

第二十六條 前條ノ最敬禮ハ玉座ヲ距ルコト約六歩ノ所ニ於テ之ヲ行フモノトス。但シ此ノ場合ニ於テハ先ツ御室ノ外ニ於テ敬禮シタル後御室ニ入りテ直ニ敬禮ヲ行ヒ、更ニ進ミテ最敬禮ヲナシ最敬禮終リタルトキハ退歩シ御室ノ出口ニ於テ敬禮シ、御室ヲ出テ更ニ敬禮ヲ行ヒタル後退去スヘシ。前項ノ敬禮ハ最敬禮ヲ除ク外總テ體ノ上部ヲ前約十五度ニ傾ケ、頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保チテ行フモノトス。

海軍禮式令

第二十六條 (大體に於て陸軍禮式令第二十六條に同じければ之を省く)

三、坐禮

1、普通禮ハ先ツ坐セル姿勢ヲ取り次ニ兩手ヲ膝前ニ八字形ニ置キテ兩肘ヲ膝ノ兩側ニ近ケ同時ニ徐ニ上體ヲ屈シ顔ヲ座面ニ近カラシムヘシ。但シ頸ヲ屈シテ襟

元ヲ見ハスト腰ヲ上クルトハ共ニ宜シカラス。

尋常第一學年修身書 第八行儀よくせよに附帶

尋常第三學年修身書 第十一行儀に附帶

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第五學年修身書 第四課忠君愛國(其の二)の次に特設

尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代(つゞき)の次に特設

兩手を膝前に八字形に置く場合に於て兩手の指尖の間餘りに廣がる時は、自然兩肘を左右に張ることとなり見苦しくなるものなり。されば其の間二三寸より多からざる様にするを可とす。

上體を屈したる場合も、顔の座面より凡そ二三寸の所まで達するを度とすべし。

己より卑賤のものに對するときは、兩手を膝の側に突きて禮をなし、殊に召使の如きものの禮を受くるには、片手のみを膝の側に下して軽く禮をなせば可なり。

## 2、最敬禮ハ普通禮ニ準シテ兩手ノ食指ヲ互ニ接セシメ

額ハ略、指尖ニ達スルヲ度トシ凡一呼吸ノ後徐ニ原ノ姿勢ニ復スヘシ。

尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代(つゞき)の次に特設

普通禮と異なる所は兩手の食指の尖を離さざると、額を指尖に達せしむるとにあり。此の場合には特に腰部の上らざる様注意すべきなり。

### 握手の禮

此の禮を行ふには、先づ互に注目をなし長者より徐に手を出すを待つべし。妄りにこれを求むべきものに非ず、先に手を出したるものは、相手の右手を軽く握り占めて少しく振り長者より先に放つを可とす。若し己男子にして對者女子なる場合には、先方よりも長上なればとて握手を求むることあるべからず。又握手を求めたるもの手袋の儘なる時は、此方も別にこれを脱するを要せざるも、先方が之を脱したる場合は必ず脱して之に應ずべきものとす。

## 四、行逢ノ禮

1、知人ニ行逢ヒタルトキハ少シ手前ニテ禮ヲ爲スヘシ。

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代(つゞき)の次に特設

途中にて知人に逢ひたる時は、數步手前にて約一步左に寄り斜に相向ひて立禮をなすべし。この際特に停止するに及ばず、禮も普通禮よりは稍軽くとも可なり。

知人と同方向に進む途中にて行逢ひたる時は前項に準じて禮をなし、若しこれを追ひ越さんとする際には「お先へ御免蒙ります」お先へ御免下さいませ」と適當に挨拶をなして後過ぐべし。同行の途中相別れんとする場合も之に同じ。

行過ぎたる後は濫りに後を振り向き、或は同伴者と私語し、又笑ふ等のことなき様注意すべし。

参照

海軍禮式令

第四十五條 軍人互ニ行遇ヒ又ハ近傍ヲ通過スルトキハ、之ニ面シ起立シテ敬禮ヲ行フヘシ。

2、尊長ニ行逢ヒタルトキハ凡數步手前ニテ禮ヲナスヘシ。

尋常第一學年 入學當初の心得中の作法

同 修身書 第八行儀よくせよに附帶

尋常第三學年修身書 第九師をうやまへに附帶

尋常第四學年修身書 第十五知識をひろめよに附帶

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第六學年修身書 第二十一課師を敬へに附帶

途中にて尊長に行き逢ひたる時は、凡そ五六步前約二步左に避け立止まりて禮をなすべし。この際尊長は軽く答禮して通り過ぐべければ、之を見送る心持にて少しく向き廻り然して後己は歩み始むべし。階段の中途にて己上段にあるとき尊長登り來るに逢はば、己は成るべく左側により停止し體を低くしてこれを待ち受け、二三段近くになりた



るを見て禮をなすべし。己下段にあり尊長上段にある場合には、數段の下に立ち止まりて禮をなせば可なり。

己上一二段の所また下段近くの所まで降りたる時、尊長に逢ひたる場合には、階上或は階下に退きこれを待ち受けて禮をなすべし。

同方向に進む途中尊長に行逢ひたる時は、前方法に準じ禮をなすべし。しかし己が後方より尊長に追着きたる時、禮を爲すため尊長を呼掛くるが如きは之を避けざる可からず。又止むを得ざる場合の外は長上を超越す等のことも宜しからず。

己車上にありて徒歩せる尊長に行逢ひたる時は、下車して敬禮するを禮とす。併し場合によりては、其の儘丁寧に敬禮するも妨なし。殊に尊長も車上にある場合は、己は別に下車するには及ばず。

敬禮をなすには帽を脱するは勿論、襟卷肩掛等は之を取るべく、されど手袋は之を脱するには及ばざるものとす。

参照

陸軍禮式令

第四十二條 上官ノ後方ヨリ進ミテ之ヲ通り過キントスルトキハ、其旨ヲ告ケテ通過スヘシ。

第四十九條 汽車電車馬車人力車及船等ニ乗リタルトキ、上官ニ行遇ヒ若ハ其傍ヲ通過シ又ハ船車内ニテ上官ニ遇フトキハ、乗座ノ儘姿勢ヲ正シ敬禮スルモ妨ナシ。但シ船車内ニ於テハ、成ルヘク上官ニ其席ヲ讓ルヲ禮トス。

船車内ニ於テ敬禮ヲ行フニ危険ヲ感スルトキ、又ハ自轉車ニ乗リタルトキハ、單ニ注目ヲ以テ敬禮ニ代ウルコトヲ得。

船車等ニ乗レル上官ニ行遇ヒ、又ハ其傍ヲ通過スルトキハ、之ニ敬禮ヲ行フヘシ。

海軍禮式令

第五十二條 軍人乗車馬ニテ上官ニ遇フトキハ、其ノ儘姿勢ヲ正シ敬禮ヲ行フヘシ。但シ自轉車ニ乘リ在ルトキハ、單ニ注目ヲ以テ敬禮ニ換フルコトヲ得。

3、葬儀ニ逢ヒタルトキハ其ノ柩ニ對シ敬意ヲ失ハサル  
ヤウ注意スヘシ。

尋常第五學年修身書 第八課油斷するなかれの次に特設  
尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代(つゞき)の次に特設

途上葬儀に逢ひ若し知人の柩なる時は、これに對し敬禮をなすべく、假令知らざる人なりとも不敬なる振舞なき様注意すべし。特に葬儀の列を横切り、或は之を見て批評がましき言語を發する等の事あるべからず。

参照

陸軍禮式令

第四十四條 途上ニ於テ軍人ノ葬儀ニ遇フトキハ、官職ノ如何ヲ問ハス其ノ柩ニ對シ敬禮ヲ行フヘシ。

海軍禮式令

第五十一條 軍人途上ニ於テ軍人ノ葬儀ニ遇フトキハ、官職等級ノ如何ヲ問ハス其ノ柩ニ對シ敬禮ヲ行フヘシ。

敬禮ヲ爲ス場合ハ左ノ諸項ニ注意スヘシ。

1、帽ヲ戴ケルトキハ右手ニテ之ヲ取り其ノ内面ヲ内ニ向ケテ右股ノ外側ニ輕ク觸ルル程ニ爲スヘシ。

2、傘其ノ他ノ物ヲ右手ニ携ヘタルトキハ之ヲ左手ニ持チ換ヘ或ハ左腋ニ抱フヘシ。

携帶品ある時は之を左手に持ち、或は左腋に抱へ、右手のみを垂れて禮をなすべし。雨天にて傘を手にする時は左手に持ち換へ、日覆の爲に翳せる時は之を早く疊み柄を左手に持ちて爲すを禮とす。併し場合によりては開きたるまゝ左の方に傾けてなすも可なり。

3、兩手ニ物ヲ携ヘタルトキハ其ノ儘ニテ敬禮スルモ妨ナシ。

五、人ノ前ヲ過クルトキノ禮

1、人ノ前ヲ通ル場合ハ會釋スヘシ。

尋常第二學年修身書 第十四不作法なことをするなに附帶

尋常第三學年修身書 第十一 行儀に附帶

尋常第五學年修身書 第八 課油斷するなかれの次に特設

凡て人の前を通る場合には會釋するを禮とす。假令一面識なき人なりとも、其の前を通るに會釋する所なきは實に不作法といふべきなり。長上知人に非ざる限りは、敬禮するまでの必要なけれども、唯體を軽く傾け、或は頭を下ぐるの程度に於て之を爲すを可とす。

下輩の前を過ぐる場合には、己より先に會釋するにはおよばず。何れ此の場合には下輩より敬禮をなすべきこと當然なれば、これを受けて通り過ぐべし。

2、尊長ノ前ヲ通ルトキハ少シク體ヲ屈メ凡二三歩手前ニテ斜ニ先方ニ向ヒ場合ニ應シテ輕ク立禮又ハ坐禮ヲ爲スヘシ。

尋常第三學年修身書 第九 師をうやまへに附帶

尋常第四學年修身書 第十五 知識をひろめよに附帶

尋常第五學年修身書 第八 課油斷するなかれの次に特設

尋常第六學年修身書 第五 課榮行く御代(つゞき)の次に特設

尊長は勿論他人の面前は成るべく通過せざるを禮とす。されど其の後方の狭きため其の間を通過せんとして、其の身體に接觸し、或は其の衣服を踏み跨ぐ等の事あらば却て禮を失するものなれば、かゝる場合は止むを得ず其の面前を通過せざるべからず。

尊長の立ち、又は椅子に倚れる時は、立禮をなし、坐せる時は坐禮をなすべきも、直ちに立ち上ることなく腰を少しく屈め、小足にて稍早めに通り過ぐべし。

尊長の後方狭き所を通り、又は面前を通る時は、場合により「御免下さいませ」御免蒙ります」と述ぶるを可とす。

3、人ノ相對シタルトキ其ノ間ヲ通り過クヘカラス。

尋常第二學年修身書 第十四 不作法なことをするなに附帶

尋常第三學年修身書 第十一 行儀に附帶

尋常第五學年修身書 第八 課油斷するなかれの次に特設

尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代(つゞき)の次に特設

人の相對したる間は通り過ぐべからず。止むを得ざる時は、其の後方を通るか、然らざる時は、談話の中止したる時を見計ひ、それに近づき、少し御免下さい又は、御邪魔を致しますと述べ、通過の餘地を譲らるゝを、待ち、會釋して速に通り返ぐべし。

### 六、我が前ヲ過グル人ニ對スル禮

#### 1、我カ前ヲ過クル人會釋シタルトキハ答禮スヘシ。

尋常第五學年修身書 第八課油斷するなかれの次に特設

尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代(つゞき)の次に特設

己の前を通る人あるときは、先づ其の人の通過するに適當なるだけの場所を與ふべく、此の際會釋したる時は之に答禮せざるべからず。假令通過するもの下輩なるも、敬禮したるに對して答ふる所なきは宜しからず。尊長者の答禮粗雑にして下輩のものに不快の感を抱かしむると往々あり。我が前を通る人若し、御免下さい等の挨拶をなせる場

合には、己も快く「どうぞ」どうぞ御構ひなく等の挨拶をなすを可とす。

#### 2、尊長我カ前ヲ過クルトキハ立ち又ハ坐セル儘敬禮スヘシ。

椅子ニ倚リタルトキハ之ヲ離レテ立禮ヲ爲スヘシ。

同上

椅子に倚れる際尊長の我が前を過ぐるときは、尊長が己の二三歩前の所に來れる頃椅子を離るゝを可とす。立禮を爲し終らば尊長の通過を少しく見送りて後座に復すべし。

参照

### 陸軍禮式令

第四十一條 停止間ニ於テ上官其ノ傍ヲ通過スルトキハ、之ニ面シテ敬禮ヲ行フヘシ。

上官ノ許ニ至ルトキハ、適宜ノ距離ニ於テ之ニ面シテ停止シ敬禮ヲ行フヘシ。

海軍禮式令

第四十六條 軍人停止シ在ルトキ上官其ノ近傍ヲ通過スルトキハ之ニ面シ  
起立シテ敬禮ヲ行フヘシ。

七、教室ニ於テ尊長ニ對スル敬禮

敬禮スヘキ人教室ニ臨ミタルトキハ教師又ハ指揮者  
ノ令ニテ一齊ニ起立シ教師又ハ指揮者ト共ニ敬禮ス  
ヘシ。

同上

敬禮すべき尊長の教室に臨むことを豫め教師が知れる時は、授業前に  
於て其の人の身分氏名を兒童に告げ置き、若し突然なる場合は、敬禮せ  
しむる前其の旨を告げ、禮を爲さしむべし。

敬禮せしむるには、尊長の臨場を待ち教師又は指揮者の令にて一齊に  
起立し敬禮せしむべし。若し教師前以て單獨に敬禮をなしたる場合  
には、再び兒童と共にする必要なし。此の際教師は教壇より下るを禮

とす。

號令の許に一齊の敬禮をなさしむる際には、一の型式に流るゝ感あり  
て精神的ならざること往々あり。この點に深く注意すべし。

八、行幸啓等ノ節敬禮方

1、通例行幸啓ヲ拜スルニハ豫メ帽引廻シ合羽等ヲ脱キ  
傘ヲ疊ミ御車御通過ノ際最敬禮ヲ行フヘシ。但シ雨天  
ノ際ハ雨具ヲ使用スルモ差支ナシ。

尋常第四學年修身書 第一明治天皇に附帶

尋常第五學年修身書 第二課昭憲皇太后に附帶

尋常第六學年修身書 第五課榮行く御代(つゞき)に附帶

行幸啓を拜せんとする時は、御通路内に立入るべからざるは勿論、靜肅  
にして待ち奉り、御通過前豫め帽引廻し、合羽等を脱ぎ、傘は之を疊み、前  
驅の見えたる時帽を脱ぎて右手にし、携帶品あらば之を左腋に挟み、御  
通過の際には最敬禮を行ふべし。

雨天の際は雨具の使用差支なしと雖も、笠及び外套の頭巾等はこれを著くべからず。

酩酊せる者、疾病にかゝれる者は勿論、老人・幼者にて相當の保護者なきものは、拜する事を成るべく遠慮するを可とす。

2、行幸啓ハ塀越又ハ高キ所ヨリ拜スヘカラス。

同上

行幸啓を拜せんとして、濫りに高所に上り御車を見下すが如きことあるべからず。又塀越に拜するも甚だ不敬に互るものなれば注意すべきなり。

3、行幸啓ヲ拜スル際ハ靜肅ニシテ喧噪亂雜ノ舉動ナク  
鹵簿通御ノ後靜ニ退散スヘシ。

同上

拜觀の際靜肅なるは云ふ迄もなく鹵簿通御の後も退散するに先を争ひ、喧噪を極むることあるべからず。

4、雜沓ノ際ハ老人・婦人・幼者ニハ成ルヘク前列ノ位置ヲ讓ルヘシ。

尋常第六學年修身書 第二三四五課榮行く御代に附帶

5、皇族御成ノ節ニ於ケル敬禮方ニ關シテハ前各項ニ準スヘシ。

尋常第四學年修身書 第一明治天皇に附帶

尋常第五學年修身書 第二課昭憲皇太后に附帶

尋常第六學年修身書 第二三四五課榮行く御代に附帶

備考

行幸啓ノ節學生生徒敬禮方

明治四十三年八月二十六日  
文部省訓令第十八號

一 武装携銃ノ場合

學校長及職員ハ全隊ノ右翼ニ指揮者ハ各中隊ノ右翼ニ位置シ豫メ劔ヲ銃ニ装セシメ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車ガ中隊ノ右翼約十歩ニ近キタルキ「捧銃」ノ號

令ニフ一齊ニ捧銃ヲナサシメ御車ガ中隊ノ左翼約十歩ヲ過ギタルト  
キ原ノ姿勢ニ復セシム。

御車ガ中隊ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長職員及指揮者ハ左翼ニ  
位置ス。

二、武裝セザル場合(女生徒ヲ含ム)

學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見  
エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢  
ヲ取ラシム御車ガ指揮者ノ前ニ達シタルトキ「禮」ノ號令ニテ敬禮セシ  
メ(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈セシム)徐ニ原ノ姿勢ニ復セシム(明治  
十四年文部省訓令第  
十一號ヲ以テ改正)御車ガ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長職員及  
指揮者ハ左翼ニ位置ス

参照

陸軍禮式令

第三十九條 途上ニ於テ行幸ニ遇フトキハ前驅ノ稍前ヨリ道路ノ一側ニ於

テ車駕ノ通路ニ面シ停止シ、乘馬者ハ其ノ儘乗車者ハ下車(車駕約八歩前ニ  
近ツクトキ敬禮ヲ行ヒ、約八歩過去ル迄其ノ姿勢ヲ保ツヘシ。  
汽車汽船等ニテ通御ノ際亦前項ニ準シ敬禮ヲ行フヘシ。

海軍禮式令

第四十四條 途上ニ於テ行幸ニ遇フトキハ前驅ノ稍前ヨリ道路ノ一側ニ停  
止(乘馬ノトキハ其ノ儘乗車ノトキハ下車)正面シ、車駕約六歩前ニ近ツクト  
キ敬禮ヲ行ヒ、約六歩過去ル迄其ノ姿勢ヲ保ツヘシ。

九、其ノ他ノ敬禮

1、神社・御陵ノ前ヲ過クルトキハ帽ヲ脱キ敬禮スヘシ。

- 尋常第二學年修身書 第八祖先を尊べに附帶
- 同 第十九皇大神宮に附帶
- 尋常第四學年修身書 第四靖國神社に附帶
- 尋常第六學年修身書 第一課皇大神宮に附帶
- 同 第八課祖先と家に附帶

神佛參拜の心得

神社に參拜する時は、先づ手を洗ひ口を嗽ぎ、神前に進みて一度拜禮し

拍手(一二、一二と二回又は一回)し復拜禮すべきものとす。若し神前に鈴を釣りたるときは、拜禮前に之を鳴らし、賽錢を進むる場合も拍手前に容器に投ずべし。

玉串を捧ぐる時にはこれを右手に取り左手を添へて神前に進みて一禮し、左手の掌にて之を受け其の本を神前に向く様にして臺上に供へ拍手拜禮すべし。

佛前に禮拜する時は、手口を清むることは神前に出づると同じく、禮拜するには合掌するを可とす。この際珠數を用ふるは禮なり。

焼香するには初め一度合掌禮拜したる後、香を捻り一回乃至三回之を香爐に燻べ、或は線香(普通本)を香爐に立て、更に合掌禮拜すべし。

## 2、軍旗ニ對シテハ敬禮スヘシ。但シ其ノ上覆アルトキハ敬禮ヲ爲スニ及ハス。

尋常第五學年修身書 第三四課忠君愛國に附帶  
尋常第六學年修身書 第二十三課國民の公務に附帶

聯隊旗に對して脱帽敬禮を爲すべきは勿論なるが、軍艦旗に對しても其の心得なかるべからず。又上覆ある時は敬禮を爲すに及ばざれども、其の軍旗なるを知らば、恭しく之を拜觀すべし。

### 参照

#### 軍旗の種類

歩兵聯隊旗 横三尺三寸縦二尺六寸四分にして、周圍は金モールなり。縁は絹糸にて常備軍と後備軍とは各其の色を異にし、前者は紫色後者は赤色なり。聯隊番號の所は横八寸縦七寸あり。  
騎兵聯隊旗 方二尺にして聯隊番號の所は方五寸なり、其他歩兵聯隊旗に同じ。

#### 勅語

某聯隊ノタメニ軍旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ益々威武ヲ宣揚シ我帝國ヲ保護セヨ

#### 答詞

敬而明勅ヲ奉ス臣等死力ヲ竭シ誓テ國家ヲ保護セム



明治天皇御製

ますらなに旗をさつけて思ふかな

日の本の名をかゝやかすへく

陸軍禮式令

第四十條 行進間ニ於テ軍旗(上覆ヲ附セサルトキ以下同シ)若ハ上官ニ行遇  
ヒ、又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ、將校ニアリテハ其ノ儘敬禮ヲ行ヒ、下士兵  
卒ニ在リテハ軍旗若ハ所屬團隊長(中略)ニ對シテハ之ニ面シテ停止シ、其ノ  
他ノ上官ニ對シテハ行進ノ儘頭ヲ受禮者ノ方ニ向ケテ敬禮ヲ行フヘシ。(以  
下略)

軍艦旗 横の長さは縦の一倍半にして、日の丸は縦の長さの六分の一だけ  
中央よりも風上の方即ち竿の方に寄れり。

海軍禮式令

第五十六條 定時ニ於テ軍艦旗ヲ掲揚降下スルトキハ、左ノ敬禮ヲ行フヘシ。  
一 當直將校ハ艦橋ニ在リテ軍艦旗ニ面シテ敬禮ス。  
二 衛兵(衛兵司令之ヲ指揮ス)ハ後甲板ニ整列シ、軍艦旗ニ面シテ捧銃シ喇叭  
(軍樂隊アルトキハ軍樂譜以下之ニ倣フ)君カ代一回ヲ吹奏ス。  
三 番兵ハ軍艦ニ面シテ捧銃ス。

第五步行

一、屋外

1、歩行ノ際ハ姿勢ヲ正シクシテ歩ムヘシ。

- 尋常第一學年 入學當初の心得中の作法
- 同 修身書 第七からだを大切にせよに附帶
- 尋常第三學年修身書 第二十二健康に附帶
- 尋常第四學年修身書 第十一身體に附帶

歩行の際に於ける姿勢も上體は立てる姿勢を保つにあり、即ち胸部を

四、上甲板ニ在ル者ハ軍艦旗ニ面シテ敬禮ス。

五、中甲板以下ニ在ル者ハ起立シ姿勢ヲ正ス。

戦時若ハ演習中又ハ總員ヲ以テスル教練作業等ノ場合ニ在リテハ、前項ノ

敬禮中衛兵ノ敬禮ハ掌信號兵ノミ整列シ、喇叭君カ代ヲ吹奏シテ之ニ代フ

ルコトヲ得。

附近陸岸ニ在ル者軍艦旗ノ掲揚降下ヲ目撃スルトキハ、之ニ面シテ停止シ

敬禮ヲ行フヘシ。

少しく張り口を閉ちて徐かに歩むべし。

手は物を持てる時の外は、自然に垂れ軽く之を振るべし。

歩み始めたらば猥りに傍見し、或は道草をなす等の事なく進むべし。

### 2、道路ハ通常左側ヲ通行スヘシ。但シ軍隊ニ逢ヒタル

トキハ右側ニ避クヘシ。

尋常第二學年修身書 第二十四規則にしたがへに附帶

尋常第三學年修身書 第十規則に従へに附帶

尋常第四學年修身書 第二十三法令を重んぜよに附帶

通行するもの各其の道を左側に取り。とせば、如何に雑踏せる場合と雖も混雑を避け、危険を防ぐとを得べし。されば常に左側を通行する習慣を養ふこと大切なり。

軍隊は多く右側通行をなすものなれば、之に逢ひたる時は、右側に避くるを可とするなり。

### 参照

### 野外要務令

第二百四 (前略)而シテ軍隊ハ路上便利ナル側方ヲ擇ヒ行進スヘク、若シ道路ノ兩側便利同シキ時及他隊ニ遭遇セシ時ハ右側ヲ行進スヘシ。行軍中背後ニ從フ諸隊ハ皆先頭部隊ニ準スヘク、且兵卒ハ勉メテ前後ニ重疊シ以テ縱隊面ヲ擴張セサルコトニ注意スヘシ。  
廣キ街道ニ於テハ常ニ其一側ヲ虛フシ、他隊ノ通過ニ供スヘク狭キ道路ニ在テモ單獨ノ騎兵ヲシテ其歩ヲ停止セシメス、又縱隊ノ行進ヲ妨碍スルコトナク疾走スルヲ得セシムヘシ。又其隊ニ屬スル乘馬將校ニアリテモ、其虛フセル側方ニ出ツルハ唯一時通行ノ時ノミタルヘシ。行軍縱隊ノ大ナル時ニアリテハ殊ニ然リ。  
道路險惡ナルカ或ハ炎熱ノ時ニ在テハ、行軍縱隊ヲ兩側ニ分チ中央ヲ虛フスルヲ可トス(以下略ス)

### 3、歩道車道アル所ニ於テハ其ノ區別ニ從フヘシ。

同上

歩道車道の區別は多くは都會地に於て見る所にして、この場合にはよく其の區別に従はざる時は、通路に混雑を來すのみならず、時には車馬

等の爲に傷つけらるゝ事あり、注意すべきことなり。

#### 4、行列ニ逢ヒタルトキハ濫ニ之ヲ横キルヘカラス。

尋常第二學年修身書 第十四不作法なことをするに附帶

尋常第三學年修身書 第十一行儀に附帶

尋常第五學年修身書 第二十一課徳行の次に特設

軍隊に逢ひたる時は、如何なる場合と雖も之を横ぎるとあるべからず。葬列に於ても之を横切るは宜しからず。若し其の他の行列に逢ひ止むを得ず之を横切らんとする時は、列中の適當の切目を見計ひて通過すべし。この際には會釋をなして成るべく速に通過し、其の爲に列を紊さざる様注意すべし。

#### 5、同伴者ト横列ヲ作りテ他人ノ通行ヲ妨クヘカラス。

尋常第三學年修身書 第二十六公益に附帶

尋常第四學年修身書 第二十四公益に附帶

尋常第五學年修身書 第二十一課徳行の次に特設

同伴者は成るべく横列をなさざるを可とす。若し横列をなせる時、他

人の通行するに逢はば、速に其の列を解き通行の妨げとならざる様注意すべし。又同伴者の數人手を引合ひて通行し、或は路上にて立話をなし、或は集合して物見等をなし居るも宜しからず。

#### 6、尊長ト同行スルトキハ一步後レテ隨行スヘシ。但シ

尊長ヲ案内スル場合ハ少シク先キニ行クヘシ。

尋常第五學年修身書 第二十一課徳行の次に特設

尋常第六學年修身書 第二十一課師を敬へに附帶

尊長と同行するときは、尊長男子なれば己は其の左方に、女子ならば其の右方に一步後れて歩むべし。若し尊長三人以上なる時は、最尊長者を中央に立つべし。

尊長を案内する場合には、尊長者男子ならば己は其の左に、女子ならばその右に約一步先に立ちて、靜かに歩むべし。

夜間提燈を持つときは、成るべく己の體側に携へ、前項の場合と同じく一二歩先に雁行し、障害物等あらば立ち止まりて之を照し、尊長の通過

せらるゝを待ちて歩み始め、更に尊長の斜前に出づべし。

参照

陸軍禮式令

第五十一條 上官ト同行スルトキハ、上官ノ行進ヲ妨ケサル如ク其ノ左側（二人以上ナルトキハ兩側ニ分レ）又ハ後方ニ就キ上官ノ歩調ニ合ハスヲ禮トス。但シ誘導者ハ此ノ限ニ在ラス。

海軍禮式令

第五十四條 軍人上官ト同行スルトキハ、其ノ左側又ハ後方ニ就クヲ禮トス。但シ誘導者ハ此ノ限ニ在ラス。

軍人舷梯ヲ昇ルトキハ上官ヲ先ニシ、降ルトキハ下官ヲ先ニス。短艇ヨリ陸岸ニ上ルトキ又ハ陸岸ヨリ短艇ニ降ルトキ亦同シ。

7、歩行ノ際ハ食物ヲ口ニスヘカラス。

尋常第三學年修身書 第十一行儀に附帶  
尋常第五學年修身書 第二十一課徳行の次に特設  
尋常第六學年修身書 第十五課獨を慎めに附帶  
これは往々兒童について見る所にして、菓子果物等を買食しひつゝ歩

行するものなり。食物は定まりたる場所に於て食すべく、之を口にしながら遊ぶが如き事も慎まざるべからず。また食事の終りたる時食物を口に含みながら座を立つ等のことも大に誠しむべき事なり。

8、道路ニ佇立シ又ハ遊戯等ヲ爲シテ他人ノ通行ヲ妨クヘカラス。

尋常第一學年修身書 第二十四人に迷惑をかけるなに附帶  
尋常第三學年修身書 第二十六公益に附帶  
尋常第四學年修身書 第二十四公益に附帶

他人の通行する場所又は通行頻繁なる道路に佇立して立話に耽り、或は遊戯をなすことは大に慎まざるべからず。殊に遊戯をなして通行人に運動器具を投げ付け、或は遊戯後種々なる物を路上に放棄し置き、或は道路を破損し通行の障害をなす等のことあるべからず。

路傍にて種々の物を賣りつゝあるを見るため、其の前に人山を築くことあり、此の際も決して他人の通路を遮るが如きことなき様注意すべ

し。

9、道路ニ於テハ濫ニ痰唾ヲ吐クヘカラス。

尋常第三學年修身書 第二十六公益に附帶

尋常第四學年修身書 第二十四公益に附帶

道路に痰唾を吐くは、公衆衛生上より見て大に危険なることといふべし。即ち散布せし痰唾の後に乾燥し塵埃と共に飛散し、爲に人をして肺結核其の他の傳染病に感染せしむることあり。されば痰唾は成るべく之を吐かざる様にし、若し唾壺の備なき所にて吐かんとする時は、鼻紙等に取り置き、後之を適當なる場所に棄つるか、又は乾燥の患なき場所を選びてこれを吐くべし。

10、通行人ヲ指笑シ又ハ之ニ附キ纏フ等ノコトヲ爲スヘカラス。

尋常第四學年修身書 第二十五人の名譽を重んぜよに附帶

尋常第五學年修身書 第十六課禮儀に附帶

通行人の容儀風采を見て之を指笑し、或は之を見て他人と語合ふ等の事は深く誠めざる可からず。假令其の人に何等關係なき事なりとも通行するを目送しながら他人と竊に談話する等のことある時は、不快を感せしむること往々あり。特に不具廢疾者等の如きは、身自ら他人に恥ぢ居るものなれば、苟も之を指笑する等のことあらば、大に感情を害するものなり。また外國人行商人、旅藝人等物珍らしき者に逢ひたりとも之に附纏ふことあるべからず、特にこれ等の後を追ひ行くに至りては最も宜しからず。

二、屋内

1、室内ハ勿論廊下・階段等ニ於テモ靜ニ歩ムヘシ。

尋常第二學年修身書 第十四 不作法なことをするに、附帶

尋常第三學年修身書 第十一 行儀に附帶

尋常第五學年修身書 第二十一 課徳行の次に特設

室内を歩む時は、足を餘り高く舉げ、又引づることなく、靜かに歩むべし。

特に靴の場合には足音高くなるものなれば、此の際は足尖に力を入るゝ様にし、足尖より静かに踏みつくべし。

廊下の通行に付きては、屋外歩行の心得を守るべし。

階段の登降にも特に足音の高くならざる様にし、降る時は急走して踏誤まるが如き事なき様注意すべし。

## 2、室内ノ物品ハ之ヲ踏ミ又ハ跨キ越ユヘカラス。

尋常第二學年修身書 第十四不作法なことをするなに附帶

尋常第三學年修身書 第十一行儀に附帶

尋常第五學年修身書 第二十二課徳行の次に特設

凡て物品はこれを踏み又は跨ぎ越ゆるは、不作法にして若し物品道路にありて通行の妨とならば之を傍に移し、或はこれを避けて通り過ぐるを可とす。

## 第六 戸障子の開閉

### 一、一般ノ心得

扉・戸・障子・襖等ハ静ニ開閉スヘシ又開放スヘカラス。

尋常第二學年修身書 第十四不作法なことをするなに附帶

尋常第三學年修身書 第三孝行に附帶

尋常第四學年修身書 第二十博愛に附帶

尋常第五學年修身書 第十六課禮儀に附帶

同 第二十四課廉潔の次に特設

尋常第六學年修身書 第十五課獨を慎めの次に特設

扉・戸・障子等を閉づるとき、強く力をこめ勢をつけて閉ぢ、または中途にて手を引き離すが如きことあるべからず。常に注意して開閉とも音のせざる様にすべきなり。

襖・障子の開放せられたる所を出入する時には、別に之を閉づるに及ばざれども、若し開放し置く必要なき場合、又は後より出入する人なき時は、最後の者之を閉づるを可とす。

朝夕の兩戸の開閉は、一時に數枚を押すことなく一枚づゝくるべし。

二、扉ノ開閉

右開キナル場合ハ把手ヲ右手ニ採リテ之ヲ開キ室内ニ入り内側ノ把手ヲ左手ニ持チ換ヘテ正シク之ヲ閉ツヘシ。

左開キナル場合ハ前ノ反対ニ開閉スヘシ。

尋常第五學年修身書 第二十四課廉潔の次に特設

尋常第六學年修身書 第十五課獨を慎めの次に特設

他人の居室に入らんとする時は、軽く扉を叩きて案内を求め、許を得たる後入るを禮とす。日本室の場合には「御免」と聲をかくべし。

長者を案内する場合には、己は少しく斜に向ひてこれを開き、身を扉尻の方に避け、長者の出入せられたるを待ちて之を閉づべし。

参照

海軍禮式令

第三十七條 軍人室内ニ入ルトキハ、徐ニ戸ヲ敲キ在室者ノ應答ヲ得テ後入室スヘシ。但シ士官室事務室等ニ於テハ便宜者略スルコトヲ得。

三、引戸・障子・襖ノ開閉

1、右ニ開カントスルトキハ右手ヲ引手ニ掛ケテ少シク開キ左手ヲ下部ニ掛ケテ押開クヘシ。之ヲ右ニ閉ツルニハ下部ヲ持チテ引寄せタル後左手ヲ引手ニ掛ケテ正シク之ヲ閉ツルヲ例トス。

左ニ開キ又ハ閉ツル場合ハ前ノ反対ニ爲スヘシ。

同上

2、祭祀儀式等ノ場合ニ於テ座敷ノ戸・障子・襖等ヲ開閉セントスルトキハ跪キテ之ヲ行フヘシ。

同上

立禮を行ふべき室に障子・襖等立てある時は、少し腰をかゝめて開閉す

べきも、疊敷の場所に於ては、成るべく跪きて開閉すべし。殊に祭祀儀式等の場合には必ず跪きてなし、進むにも膝行を以てすべし。長者を案内する場合には上座の方を開き、己の出入する場合には下座の方を開くを禮とす。

長者を案内する仕方は扉の場合に準ず。

附

1、日本室の建具の建て方

襖障子二枚の場合は、向ふて右を前にし四枚の場合は、襖は中の二枚を外(下の間の方)とし、外側障子は、中の二枚を内とすべし。

開戸は外の方に開く様にすべし。但し西洋室の扉は内に開くを普通とす。

2、幕及び簾

幕のかゝれる所に入出するには、兩手又は片手にて其の裾を少しくしぼり上げ、頭部の之に觸れざる様にしてなすべし。

簾にありては其の一端を向ふに押し上げて入り、出づるには手前に引

くべし。若し幕の絞られ又は簾の巻き上げられたる時は、其の總に觸れざるやう避けて通るべし。殊に家紋のついたる幕は、そこより出入せざる様に注意するは、是其の家紋に對する禮なり。  
帳帷は柱の際にて内に押して通るべし。高くかゝぐるは宜しからず。

### 第七 言語應對

吾人の思想交換に極めて大切なるものは言語にして、喜怒哀樂一に此の言語の上に現はれ、且つ其の人の品位も之によりて知らるゝものなれば、處世上最も注意すべきものなり。

#### 1、皇室ニ關スル談話ニハ必敬語ヲ用フヘシ。

尋常第三學年修身書 第十六皇室を尊べに附帶

尋常第四學年修身書 第七皇室を尊べに附帶

古語にも曰へる如く禮儀の始は容態を正しくし辭令を順にするにあり、容態正しく、顔色齊ひ辭令順にして而して禮儀備はる、以て君臣を正



しくし、父子を親み云々と。實に皇室を尊び奉るにも、先づ第一に其の辭令を齊へざるべからず。而して適當なる敬語は、或度までは習慣的に出づる様なさしめたきものなり。(御。あそばす。あらせらる等)

皇族に對する敬語。

天皇に對し奉りては、

軍事御統率の御時には、大元帥陛下と稱し奉る。

御身を玉體。御顔を天顔。或は龍顔。御聲を玉音。御言葉を勅語。

御文書を宸翰。御筆蹟を宸筆。御歌を御製。御足を玉歩。御進み給

ふを進御。御車を鳳輦龍駕、鳳車、聖駕。御乗車を乗御。御着を着御。

御座所を玉座。御出門を行幸。御還りを還御又は還幸。玉座に出で

させ給ふを出御。内殿に入り給ふを入御。御覽を天覽。御齡を寶算

又は聖壽。御不快を不豫、不例。御調度を御物。御膳部を供御。御機

嫌を天機といふ。

皇族に對し奉りては、

皇后、皇太后、皇太子、皇太子妃等の御言葉を令旨。物を申上ぐを啓るす。

御出ましを行啓。御還りを還啓。御覽を台覽。御駐駕の所を御座所。

御車を鶴駕。御出發を發輿或は發駕。

其の他の皇族の方に對し奉りては、

御出ましを御成或は台臨といひ、其の他は普通の最上の敬語を用ふ。

死亡の稱

陛下の敬稱を附し奉る御方の場合は、崩御と申上ぐ。

親王以下三位以上の方の場合は、薨去。五位以上の方の場合は、卒去。

それ以下のときは、通例死去といふ。併し三位以下は普通に逝去とい

ひ、神道にては歸幽、佛道にては遷化と稱することあり。

参照

皇室典範第四章 敬 稱

第十七條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后ノ敬稱ハ陛下トス。

第十八條 皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王ノ敬稱ハ殿下トス。

### 2、言語ハ明瞭ナルヘシ。

尋常第一學年修身書 第一よく學びよく遊べに附帶  
第六元氣よくあれに附帶  
同

言語は己の思想を述べて用務を辨ずるを主とするものなれば、極めて明瞭ならざるべからず。兒童はやゝもすれば冗辯贅言に流るゝ傾あれば、よく注意して簡明ならしめんことを努むべし。それが爲には、先づ談話せんとする時は、其の要領及び順序等を豫め考へ置きて正しく之を述べべきなり。又女子にありては、往々謙遜と遠慮とよりして、極めて低聲にいふ傾あり、これ相手に對し却りて無禮に當るを以て注意すべきなり。

### 3、下品ナル言語及方言・訛音ハ之ヲ避クヘシ。

尋常第三學年修身書 第十一行儀に附帶  
尋常第五學年修身書 第十六課禮儀に附帶

常に野卑なる言葉を遣ひ居る者は、其の心も行も自然野卑・粗暴となり

易く、又方言訛音は何れも其の一地方のみには通ずれども、一般のものならず。故に常に努めて之を避くべきなり。尙濫りに漢語洋語等を交へて談話することも誠むべき事なりとす。

### 4、他人ノ氏名ヲ稱スルニハ相當ノ敬語ヲ用フヘシ。但シ人ニ對シテ自己ノ家族・親戚ノ氏名ヲ稱スル場合ニハ敬語ヲ用ヒサルヲ例トス。

尋常第一學年修身書 第四友だちは助けあへに附帶  
尋常第二學年修身書 第十三友だちは助けあへに附帶  
尋常第三學年修身書 第八友だちに附帶  
尋常第三學年修身書 第二十謙遜に附帶  
尋常第四學年修身書 第二十五人の名譽を重んぜよに附帶

他稱の敬語には、「様」「殿」「君」「さん」などあり。身分及び土地の狀況に應じて適當に使用すべし。

自己の家族親戚に關するものは、敬語を用ひざるを通例とすれども士

地の状況により、又其の年齢等によりて適宜斟酌すべきなり。兒童の間は親その他を稱する場合に「父」「母」「兄」「姉」等といふよりも「おとうさん」「おかあさん」といひたる方却つて子供らしく自然にてよきが如きことあり。

稱呼

第一 自稱

普通の對話には「私」或は「わたし」「僕」といひ、長者に對してはすべて「わたくし」といふ。

普通の書狀には「わたし」「私事」「小生」「不肖」、公用の書狀及び公文書には「私儀」「卑職」「小職」「小官」とかく。

第二 他稱

普通の對話には「あなた」或は「あなたさま」「君」とよぶ。相手によりては「先生」「誰さま」「誰さん」「お前」など呼ぶ。

普通の書狀には「あなた様」「御父上様」「御母上様」「御許様」「先生」「皆様」と書し

同輩以下には「其許」「其の方」と書くものとす。「先生様」とかくものあり、注意すべし。

第三 第三者稱

普通の對話には「何君」「誰さん」とよぶ。相手によりては「御親父様」「御母堂様」「御奥様」「御子様」「御嬢様」「御兄様」「御姉様」と稱へ、自分の父母、兄弟、其の他親族又は同輩は長者に對する對話には別に敬稱を加へず。併し下輩に對する時は、敬稱を附して語るを普通とす。

書狀には對話と殆ど同じことなれども、他人の父母を「御尊父様」「御賢父様」「御賢母様」妻を「御令閨」「御令夫人」「令夫人」、兄弟を「御賢兄」「御令兄」「御賢弟」「御舍弟」「御令姉」「子女を「御令息」「御子息様」「御令嬢」「御嬢様」とし、自己の家族は「愚父」「愚兄」の如く父母兄弟姉妹の上に愚の字を附し、或は單に「父母」「兩親」「兄誰」「姉誰」と書す。

5、卓子・椅子ノ備アル處ニ於テ對話スル場合ハ先方カ立チタル儘ナルトキハ己モ立チ腰掛ケタルトキハ腰掛

クルヲ通例トス。但シ先方カ尊長ナルトキハ椅子ヲ進メラレタル場合ノ外ハ腰掛ケサルヲ禮トス。

尋常第五學年修身書 第八課油斷するなかれの次に特設

尋常第六學年修身書 第十三課規律正しくあれの次に特設

人と對話する場合に、先方が立てるときは己もまた程よき所に立ち、腰掛けたる時は腰掛くるを可とすれども、相手が尊長なる場合には、先方が腰掛けたる時も「お掛けなさい」といはるゝ迄は腰かけざるを禮とす。掛くる場合には會釋をなし正しく腰掛けて後話し始むべし。此の際先方より椅子を進めらるゝ事再三に及びても尙腰掛けざるは宜しからず。女子にありては、遠慮のつもりにて半分位しか掛けざるもの往々あり、必ず正しく腰掛くる様注意すべし。また尊長所用ありて己の許に來れる時己腰掛け居たる場合には必ず起立すべし。

對話する場合の心得。  
立てる儘對話する時には、手は兩側に垂れ、腰掛又は坐せる時には軽く

組むべし。この際羽織の紐などをいちり、爪の垢を取るなどの事あるべからず。

人と對話する時は、目を相手の胸の邊に着け、濫りに前後を顧み心の定まらざるが如き態度を示さざる様注意すべし。

對者の談話中不明の事ありたる時は、靜かに之を尋ね質すべし。

言語の調子は餘り高からず、又低からず且つ其の緩急も度に適する様程よくすべし。

参照

海軍禮式令

第三十六條 軍人室内ニ於テ公務ノ應對ヲ爲ストキハ、下級者ハ起立シテ姿

勢ヲ正スヘシ。但シ上官ノ許可アリタルトキハ著席スルモ妨ナシ。

6、座敷ニ於テ對話スル場合ニ先方カ坐セルトキハ己モ必ス坐シテ應對スヘシ。

尋常第三學年修身書 第十一課行儀に附帶

尋常第五學年修身書 第八課油斷するなかれの次に特設

尋常第六學年修身書 第十三課規律正しくあれの次に特設

座敷に於て對話する場合も腰掛けたる場合に準じて心得べし。

座蒲團を進められたる場合には、前項椅子を進められたる場合の如く  
なすべし。

進めらるゝこと再三なるに、受けざるが如きは却つて失禮なり。又う  
けたる以上は正しく坐すべきなり。

父母長上より呼ばれて其の室に入る場合に、洋室ならざる限りは必ず  
坐し、或は跪きて用を承るべし。

7、先方カ用事又ハ對話中ナルトキハ其ノ終ルヲ待ツヘ  
ク急用ナルトキハ會釋シタル後ニ話シ掛クヘシ。

尋常第五學年修身書 第八課油斷するなかれの次に特設

尋常第六學年修身書 第十三課規律正しくあれの次に特設

人に話し掛けんとする場合に、先方が用事中、又は他人と談話中なる時

は程よき所に立ち又は坐して先方の應せらるゝを待つべく、若し急用  
なる時は一寸會釋して「お話中失禮ですが」とか「御用中御邪魔ですが」と  
かことわりて後話し掛くべし。話し終りたる時は「失禮いたしました」  
「お邪魔いたしました」とか挨拶すべきものなれども、児童の間はこれを  
省きて唯會釋するのみにても差支なかるべし。  
児童は教師の對話中又は用事中突然遠慮なく話し掛くること往々あ  
れば、よく注意せしむべし。

8、先方ノ談話ハ之ヲ傾聽スヘク己ノミ談話スルハ宜シ  
カラス。

尋常第三學年修身書 第十一課儀に附帶

尋常第三學年修身書 第二十課遜に附帶

尋常第四學年修身書 第十八課儀に附帶

尋常第五學年修身書 第十六課禮儀に附帶

9、他人ノ談話ニ差出口ヲ爲スヘカラス。

對話中は先方の談話の拙なる場合、或は長談なる場合と雖も容儀を亂すことなく傾聴し、中途にて話の腰を折り又は先を取るが如き事あるべからず。又人の話を聞くとき更に心を用ふることなく等閑に聞き流し、或は耳を傾けて再三同一の事を聞き返すも共に宜しからず。特に談話中に離席するが如きは禮を失するものなり。されど止むを得ざる場合は時を見計らひその旨を告げて一禮の後靜かに立ち去り、用事終らば速に復席すべし。

談話の種類は、四季折々の事、旅行の事等すべて人の心を樂ましむるものを選びべし。人の上につきても、猥りに批評を加へ或は他人の悪事を揚ぐるは最も慎むべきことなり。又曾て人の言ひし事を我が物顔に話すことも注意せざるべからず。

對話の時始めて口を開くは、貴賤長幼の序に従ふべく決して長上を擱きて年少或は卑賤のものより始むべからず。また己の家族に關する

ことは、先方より問はれたる場合の外は話すべからず。假令問はれたる場合と雖もこれを稱揚するが如き口調は避くべきなり。一時に衆客に接するときは、或一人とのみ長話するが如きことなく成るべく全體の人と適當に談話を交ふるを可とす。

### 10、途上ニ於テ人ニ事物ヲ尋ネントスル場合ハ帽ヲ脱キ 挨拶シ問答ノ後ハ謝辭ヲ述フヘシ。

尋常第四學年修身書 第十五知識をひろめよに附帶

尋常第六學年修身書 第十三課規律正しくあれの次に特設

途上にて事物を尋ねんとする時には、假令一面識なき人に對しても必ず相當の敬意を表すべきなり。一禮の後は一寸物をお尋ねいたしますが、挨拶をなし、明瞭に尋ねんとする事項を述べて教を乞ふべし。問答の後にも、有りがたう御座いましたと必ず謝辭を述ぶることを忘るべからず。殊に其の教へられたる人に其の後再び出逢ひたる時は丁寧な謝意を表すべし。

11、途上ニ於テ人ヨリ事物ヲ問ハレタルトキハ己ノ知レル所ハ親切ニ之ヲ告ケ又知ラサルトキハ其ノ旨ヲ丁寧ニ答フヘシ。

尋常第二學年修身書 第二十五としよりに親切にせよに附帶

尋常第四學年修身書 第十五知識をひろめよに附帶

尋常第六學年修身書 第十三課規律正しくあれの次に特設

途上において人より物を問はれたるときは、己の知れる處を丁寧に答ふるは勿論、事情の許す限り親しく指導すべし。而して場所、位置等を指示する場合には、方位を以てせずして右又は左の言葉を用ふるを可とす。

若し己の知らざるときには、父母兄弟姉等其の他家人、近所の人に尋ねらるゝだけ尋ねて其の人の便をはかるべし。尙不明なる場合には其の由を丁寧に付けて斷るべし。

12、途上ノ立話ハ成ルヘク之ヲ避クヘシ。

尋常第五學年修身書 第八課油斷するなかれの次に特設

尋常第六學年修身書 第十三課規律正しくあれの次に特設

途上にて談話せざるべからざる場合には、通行人の妨とならざる場所に立寄りて之をなし、若し極めて簡單に終る事なる時は、歩みつゝ、これをなすも可なり。

13、人ヲ電話口ニ呼出サントスルトキハ己先ツ電話口ニ出ツルヲ例トス又止ムヲ得サル場合ノ外ハ尊長ヲ電話口ニ呼出スヘカラス。

尋常第六學年修身書 第十三課規律正しくあれの次に特設

電話は用談に止むべきものにして、「もし」と對話の緒口を開き、呼掛の場合は先づ先方の誰なるかを尋ね、自己の氏名を告げて用事を述べ、呼掛けられたる場合は、自己の氏名を告げて、後先方の誰なるかを正して之に應ずるを禮とす。談話終らば「さやうなら」と挨拶すべし。尊長を電話口に出すは失禮なり。されど止むを得ざる場合には、吳

吳も失禮なる旨を斷りたる上に電話口に出でられんことを請ふべし。尊長に對し電話にて用談を通せんとするには、取次者に對し明瞭に且つ丁寧に其の要領を告げて取次を請ふべし。

電話に關聯して呼掛のことにつき一言せん。

人を呼掛くることは餘り好ましき事に非るも、止むを得ざる場合には成るべく溫和に「もし」とか「もし」と呼掛くべし。また姓名のわかり居る人に對しては、其の姓又は名に「さん」を附してよぶも可なり。

尊長に對しては餘儀なき場合の外は、呼掛くべからざるものと知るべし。

人より呼掛けられたる時は、通例「はい」と答ふべし。土地の状況により「へい」と答ふるも可なり。

應答後は直ちに其の呼掛けたる人の許につきて用をきくべし。應答もせずして呼掛に應じて「何ですか」などいふは無作法なり。

## 第八 訪問・迎接

訪問の目的には情誼を厚うするためになす場合と、用務を辨せんがためになす場合とあり。何れの場合に於ても言語動作を慎み、無作法に流れざる様注意せざるべからず。親戚知人の間柄として心安さの餘り禮儀を無視するが如きは、大に誠むべきことなり。

### 一、一般ノ心得

1、訪問ハ急用ノ外成ルヘク早朝・夜分・食事ノ時其ノ他先方ノ迷惑トナルヘキ時ヲ避クヘシ。

尋常第六學年 第三學期初めに特設

通例の訪問にありては、一般に午前九時頃より同十一時頃まで、午後は一時より同五時頃までを適當とし、成るべく早朝・夜分・食事の時等を避くるを要す。尙寒暑風雨烈しき時なども訪問を見合すを可とす。然



らざれば却つて先方にて迷惑を感ずることあるものなり。但し右は只其の大體を述べたるに過ぎざれば、日の長短により斟酌すべきは勿論なり。急病、天災、火災、急用等すべて至急を要する場合には、素より時刻など論すべきものにあらず。

2、先方ノ他出セントスルトキ又ハ取込ノ際ハ急用ノ外ハ面會ヲ求メサルヲ可トス。

同上

人を訪問して先方の他出間際或は取込中或は來客中と知らば、面會を求めずして速かに辭し去るべく、若し急用なるときは來意を述べ或は再訪を告げ置くを可とす。假令先方が快く面會を許さるゝも、直ちに之に應ずるが如き事なき様注意すべきなり。かゝる場合に面會を求め而も長坐するが如きは實に心なき業にて、先方にも迷惑をかけ無禮の甚だしきものなり。

3、人ヲ訪問シタルトキハ帽襟卷外套等ヲ携ヘテ客室ニ

入ラサルヲ例トス。

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第六學年 第三學期初めに特設

帽襟卷外套等は外套掛等の設ある場合にはこれに懸くべく、若し之なき時は入口の側(通行に妨げなく不體裁ならぬ場所を見計らひ)に整頓し置くべし。但しこれ等のものを取次の者が請取らんとする時は強ひて自分に處置するに及ばざるべし。尙病氣のため襟卷を用ふる場合には、挨拶終りたる後其の旨を告げて用ふべし。

傘、杖等の置場所等にも注意すべし。履物は尊長を訪問したる場合には、己の履物の向きを換へ置き、或は下駄脱石の中央に脱ぎ置くなどは禮にあらざるなり。

4、人ヲ訪問シタルトキハ長坐セサルヲ可トス。

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第五學年修身書 第十二課孝行の次に特設

第八 訪問迎接

尋常第六學年

第三學期末に特設

訪問の際は親近の間柄或は特別の場合を除くの外は、用談終らば辭し去るべく、長坐は概して無禮なり。併し餘りに短きも亦無禮となるものなれども、三十分間位を越ゆるは宜しからず。濫りに雑談に時を移し爲に人に迷惑をかくるが如きことあるべからず。但し強ひて引留めらるゝ時は其意に従ふを可とす。

5、用事アリテ訪問ヲ爲シタルトキハ直ニ用事ヲ述フヘシ。

尋常第五學年修身書

第十二課孝行の次に特設

尋常第六學年

第三學期初にめ特設

用事ありて訪問したる場合には、一通りの挨拶終らば先づ以て用事を述べこれを辨すべし。然る後先方の都合を見計らひ、或は二三の餘談をまじふるも差支なし。

6、用事アリテ面會ヲ求メントスルトキハ成ルヘク豫メ

先方ノ都合ヲ聞キ合ハスヘシ。

同上

先方の都合を聞き合はすには、電話を用ふるか、往復葉書を用ひて返事を請ふか、或は人をして尋ねしむるを可とす。これ己より身分高き人又は平常多忙なる人を訪問する場合に於ける禮なり。尙未だ一面識なくして他人の紹介を得て訪問する場合にも適用すべき事なり。

7、訪問ヲ受ケタルトキハ成ルヘク速ニ面會スヘシ。

同上

何も差支なきに訪問者を待たすは禮にあらず。若し食事中又は他の客ある時、其の他手ばなし難き用事ある時は、其の旨を告げて暫時の猶豫を請ふべし。但しこの場合都合つかば、己出で、先づ一應迎接し、然る後其の旨を通じて謝するを可とす。

來訪者を待たせ置く間は懇意なる人ならば、家人をして暫時代りて應接せしむるも宜しかるべく、或は新聞、雜誌、繪葉書等を進めて無聊を慰

むるなど丁寧な待遇すべし。尙訪問者に面會することを得ざる事情ある時は、明かに其旨を告げ厚く謝して斷るべし。來訪者若し車夫其の他を伴ひたる時は、其の伴の身分に應じ相當の待遇をなすべし。これ其の人に對する禮の一部なり。

8、訪問・迎接ニハ約束ノ日時ヲ違フヘカラス。

同上

訪問迎接のため一旦約束したる日時は、決して違へざるやう心懸くべし。但し據なき事情生じて日時を違へざるべからざる時には、豫め其の旨を通じて丁寧に謝すべし。

迎接せんと約束したる日時には、豫め十分迎接の準備を整へ置き、來訪者來りたる時は直ちに請じ入るべきなり。

8、應對中咳・嚏ノ出ルトキハ下座ノ方ニ向キ靜ニ之ヲ爲スヘシ。

尋常第四學年修身書 第十八課禮儀に附帶

尋常第六學年 第三學期初めに特設

咳・嚏の出でんとする時は、成るべく之を噛み殺して出さざる様にし、止むを得ざる時は下座の後方に向き、音のせざる様にして之を爲すべし。鼻汁をかむ場合も同じ、特に鼻汁をすゝりつゝ談話するが如きは堅く誠めざるべからず。

二、案内及び取扱

1、訪問ノトキハ表口ニテ案内ヲ乞ヒ取次ノ者ニ挨拶シテ氏名ヲ告ケ又ハ名刺ヲ出シ簡明ニ來意ヲ述フヘシ。

〔尋常第六學年 第三學期初めに特設〕

- (イ) 他家を訪問するには、裏門・勝手口等より入るべからず。
- (ロ) 案内を乞ふには、呼鈴あらば之によるべく、然らざる時は「御免下さい」「お頼申します」といふべし。
- (ハ) 取次の者に對しては相當の禮を缺くべからず。
- (ニ) 訪問したる人不在又は病氣其の他の事情ありて面會することを得

ざる時は、失禮いたしました「何れまた後に御伺ひいたします」等の挨拶を述べて辭し去るべし。

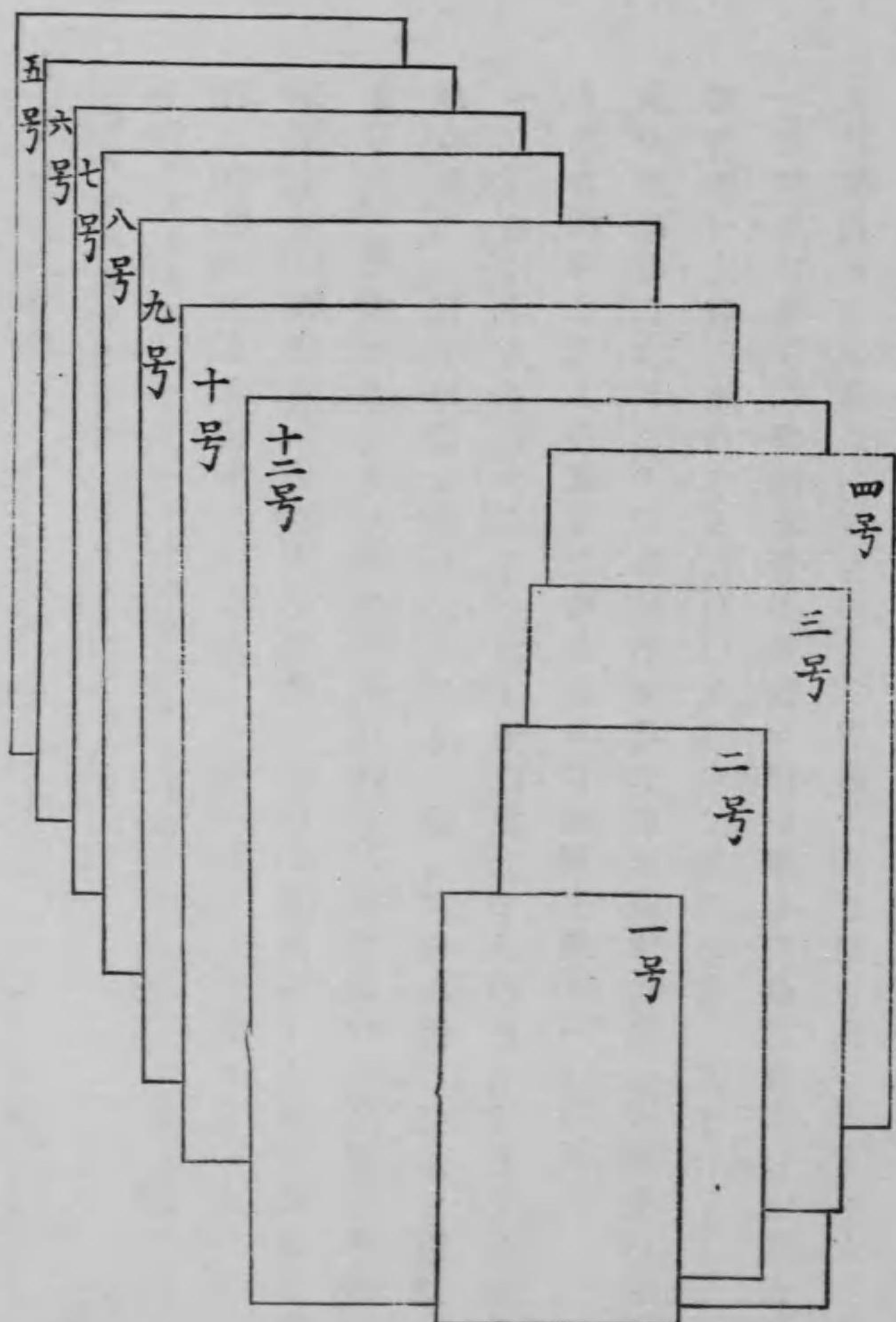
(ホ) 止むを得ざる要件ある場合の外は其の行先又は歸宅の時刻等を問ひたすは無禮なり。

(ヘ) 極めて親密なる間柄の外は、名刺を差出すをよしとす。

名刺は其の大き紙質に於て必ずしも一定するを要せざれども、通例白の鳥の子又は白の洋紙を用ひ、其の大きは男子にありては、縦二寸九分、三寸、横一寸六七分、即ち八九號のものを用ひ、女子にありては、縦二寸六七分、横一寸三四分、即ち五六號のものを用ふ。文字は多くは楷書とし、草書とせるもの極めて稀なり。表面には姓名を書する外、官職等あるものは公務の場合に使用する爲官職名を氏名の上に記入し、或は住所を向つて左下部に記入し置くものあり。

2、案内ヲ乞フ人アラバ取次ノ者ハ直ニ出テテ禮ヲ爲シタル後氏名ヲ尋ネ又ハ名刺ヲ受ケテ來意ヲ聞キ間違

名刺の號及び大き



ナキヤウ取次クヘシ。

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第六學年

第三學期初めに特設

取次の事は多く婢僕をしてなさしむるものなれば豫めその教へ不十分なる時は、客に對して不快を感せしむることあり、よく注意すべきなり。來客あるときは取次の者は速かに出で迎へて丁寧な挨拶し、然る後其の姓名來意を尋ね、之を主人に通じ、其の指揮に従ひて取扱ふべし。殊に主人不在の時などは、一層注意して其の姓名來意を聞洩らさざる様にし、主人の歸宅を待ち、速かに委細を報すべきなり。豫め來訪あるべきことの知れ居る場合には、直ちに請じて所定の室に案内すべく、客を案内するには、己先立ちて所定の室に請すべし。

(先だちて進むには來訪者の眞前を行かすして、少し片側により添ふを禮とす)

### 3、尊長來訪ノトキハ主人自ラ迎ヘテ案内スヘシ。

尋常第六學年

第三學期初めに特設

尊長來訪の時は直ちに自ら出でて門内或は玄關に迎へ、控室あらば先づ其所に導きて、外套帽等を置かしめ、然る後客室に案内して相當の席に着かしむべし。

尊長來訪し之を出迎へんとする場合に、若し先客ありて對話中なる時は、先客に對して其の意を述べ挨拶して後席を離るべし。

### 4、客ノ帽襟卷外套履物等ハ整ヘ置クヘシ。

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第六學年

第三學期初めに特設

帽子掛の設備あらば帽襟卷外套等はそれにかけて、若しこれなき時は踏跨ぎ又は紛失の虞なき場所を選びて整へ置くべし。

履物は下駄脱石の中央に鼻緒を前にして其の向きを換へて揃へ置くべし。但し下輩に對しては別に其の要なし。

若し來客多人數なる時は、最長者のを中央とし、次客のを少しく離して

客位に置き、第三客のを主位の方に置くべし。勿論場所の狭き時は、最長者より順次に揃へ置くを可とす。宴會等の場合には、成るべく下足番を付し置き、他人のものと混同せざる様注意せしむべし。

三、挨拶

1、客室ニ案内セラレタルトキハ主人ニ挨拶セシ後ニ著席スヘシ椅子座布團ニ著キタル後主人出テ來リタルトキハ之ヲ離レテ挨拶スヘシ。

尋常第六學年

第三學期初めに特設

客室に案内せられたる時は、先づ下座の方に坐して挨拶し、後進めらるゝに任せ椅子座布團に著くべし。若し此の際主人出で來らざる時は、下座の位置にありて待つべし。

2、客室ニ案内セラレタルトキ先客アラハ之ニ對シテ敬

禮スヘシ。

同上

3、挨拶ハ先ツ主人ニ之ヲ爲シ次ニ同席者ニ及フヘシ同席者多人數ナルトキハ一同ニ向ヒ敬禮スヘシ。

同上

若し其の席に貴人ありたる時は、先づ之に挨拶し後に主人に對すべし。

四、著席

1、座席ハ普通尊長ニ對シテハ床ノ前ニ之ヲ設ケ其ノ他ニ對シテハ床ヲ側ニシ入口ヨリ遠キ方ニ之ヲ設クヘシ。

同上

客室の上座は床の前を最とし、客若し多人數ある時は第二は棚の方、第三は床の方と順次之を定むべし。併し場合によりては一切床の前を

避け、其の兩側に席を設くることあり。この時は最も床に近き處を上座とす。

2、著席ハ主人ノ指圖ニ從フヘク固辭スルハ宜シカラス。

同上

著席は主人又は取次の者の案内によりて適當なる席に著くべし。

其の位置は長幼尊卑の序によるべく、若し主人よりも下輩なる時は、下座に著くを禮とす。併し下輩と雖も客人として招かれたる場合は必ずしもこれに限らず。

聊の身分の高下によりて濫りに座席を論ずるが如きは忌むべきことなり。然れども上席に著くべき身分にてありながら餘りに固辭して著くべき座席に著かざるは、同席者に對しても迷惑をかけ却つて無禮となるものなり。

己後より入りたる時は、先客が假令己の下輩なる場合と雖も、これを飛

越えて上席に進むは大いに考慮せざるべからざることなり。

3、同席者尊長ナルトキハ己ハ下座ニ著クヘシ。

同上

尊長が後より來るべきこと豫知せられたる場合には、その座席をあけて著席すべきなり。又不意に尊長が後より來りたるときは、己より上座に空席あらばそれに著かしむるを可とすれども、空席なき時は適宜これを作るか、或は止むを得ず下座に著かしむべし、この際は一應の挨拶をなすべし。

4、座布團ヲ進メラレタルトキハ會釋シテ正シク其ノ上ニ坐スヘシ。

同上

餘りに強ひて辭退するは却つて失禮なれば、再三勸められたる時は其の上に坐すべし。此の時謙遜のあまり端の方に坐するが如きは宜しからず。必ず正しく真中に坐すべきなり。

挨拶をなす時は必ず座布團を離れ其の下座の方に於てなすべし。場合により己の位置を換ふる必要あるため座布團の儘膝行するが如きことなき様注意すべく又退出の時座布團を二つに折りなどするものあるも其の要なし其の儘にして退出するを可とす。

5、著席ノ際ハ戸障子襖等ノ開閉ノ妨トナラサルヤウ注意スヘシ。

同上

謙遜のつもりにて室の片隅または入口に近き所などに著席して、戸障子襖等の開閉又は出入の妨げをなすは甚だ不都合なることなり。間狭なる場合か若しくは主人より指圖せられたる場合の外は、己の後方は他人の通過し得らるゝだけに間を置き坐するを可とす。疊の敷合せ目或は敷居の上などに坐するも共に宜しからず。

五、接待

凡そ人を招待し又は訪問を受けたる時は、客に對し満足を與へ滞りな

く用務を辨せしむる様努めざるべからず。されば客の來訪する者ある時は歡びて之を迎へ假令突然の場合と雖も成るべく家事を後にして速に出でて面接すべし。

すべて親切の心と周到なる注意とは共に客に對して満足を與ふる心得の第一なることを忘るべからず。

1、客ニハ煙草盆茶等ヲ進ムルヲ例トス。

尋常第五學年修身書 第十二課孝行の次に特設

尋常第六學年 第三學期初めに特設

我が國にて普通訪問の客に供するものは火鉢團扇季節による煙草盆・茶菓子等なりとす。

右を客に進むるには、寒き時は第一に火鉢、暖き時は煙草盆、夏ならば團扇、次に茶、次に菓子とす。

(進め方につきては、授受進撤の部にあり)

2、應對中ハ濫ニ席ヲ離ルヘカラス止ムヲ得サルトキハ



先ツ挨拶シテ席ヲ離ルヘシ。

同上

應對中止むを得ざる事情ありて離席せんとする時は「一寸失禮致します」とか「甚だ失禮で御座いますが一寸御免蒙ります」とか相當の挨拶をなして離席し、再び著席したる時は「失禮いたしました」とか「御無禮いたしました」とかと挨拶すべきなり。

3、應對中倦厭ノ態度ヲ示スカ如キコトアルヘカラス。

尋常第三學年修身書 第十一行儀に附帶

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

尋常第五學年修身書 第十二課孝行の次に特設

應對中如何に退屈を覺え又は面白からずとも決して色に出すべからず、是「慎み」といふものなり。この「慎み」缺くる時は、客に對し種々不快の念を起さしめ甚だ無禮となるなり。殊に時々時計を眺め、又は家人に耳語などして客の歸るを促すが如き舉動あるは忌はし、また應對中に

は欠伸・懷手腕組等よく、慎しむべきなり。

4、椅子ニ倚リテ應對スルトキハ尊長ノ前ニ於テハ脚ヲ組マサルモノトス。

尋常第六學年

第三學期初めに特設

腰掛けたる姿勢(要項参照)

上體ハ立テテル姿勢ト同様ニシ腰ヲ深ク掛ケ足ヲ正シク床上ニ揃ヘ兩手ヲ膝ノ上ニ置キ又ハ輕ク組ミ眼ハ前方ヲ正視スヘシ但シ前ニ机・卓子等ノ在ル場合ニハ兩手ヲ輕ク之ニ掛ケルモ可ナリ。

正しく椅子に倚る時は右の姿勢を取るべきものとす。但し應對中久しくこれを持続することは困難なるものなれば、少しは打ちくつろぐも可なれども、尊長の前に於ては努めて正しき姿勢を保つべきものなり。特に脚をくむことは尊長の前ならずとも慎しまざるべからず。

5、客アルトキハ家人ハ濫ニ其ノ室ニ入ルヘカラス又高声ニ談笑・叱咤ナトスヘカラス。

尋常第一學年修身書 第八行儀よくせよに附帶

尋常第四學年修身書 第十八禮儀に附帶

客ある時は家人は濫りに其の室に入らざるは勿論、室外より隙見立聞等をなすべからず、又家の内を靜肅にして放歌・高聲疾走・喧嘩叱咤等のことあるべからず。これ客に對する一の禮なり。

### 6、客ノ辭シ去ラントスルトキ濫ニ引止メントスルハ宜シカラス。

尋常第六學年 第三學期初めに特設

客の辭し去らんとする時一應は之を引止むるは可なれども、客の様子によりては強ひて引止むべきに非ず、是却りて先方の迷惑となること多ければなり。併し若し食事の仕度などなしたる時には其の旨を述べて引止むるは不可なし。

### 六、退出

他家を訪問せし時は能く時間を見計ひて餘りに長坐せざる様心懸く

べし。通常の訪問にありては三十分位を以て適度とす。特に祝賀弔問などの折又は先方の取込中には、速かに歸るを可とす。されど親戚朋友の間は此の限りにあらず。又先方に無聊の様子ありて、早く歸るを悦ばざる風あらば其の意に従ふも妨なし。

### 1、退出スルニハ話ノ都合ヲ見計フヘシ若シ食事ノ支度ナトアリテ引止メラレタルトキハ之ヲ固辭スルハ禮ニアラス。

尋常第六學年

第三學期初めに特設

退出せんとする時食事の支度などありて引止められたらば、之を固辭するは禮にあらず。食事を饗せられたる後は少時談話などなして時を見計らひ辭し去るべし。食事後直ちに辭するもまた長く居つゝくも共に宜しからず。

### 2、他ノ客來リタルトキハ己ノ談話ハ成ルヘク速ニ之ヲ

了へテ辭シ去ルヘシ。

同上

用事ありて他家を訪問したる時若し先客あらば用事の旨をつげ、別席にて面會を求むべく、用談終らば速かに辭し去るべし。

3、退出ノトキハ挨拶ヲ爲シテ後靜ニ立チ出テ主人ノ見送ハ辭退スルヲ宜シトス。

同上

退出の時は談話の都合を見計らひて其の旨を述べ丁寧挨拶して退くべし。主人送りて立つ時は一應辭退すべしと雖も、尙送りて玄關に來らば再び茲にて挨拶し、玄關を出でたる後は決して前後左右を顧ることなく直ちに立ち去るべし。

辭して歸らんとする時主人其の來訪を歡びて再び來らんことを請ふとも、訪問者の方より己が家をも訪はれんことを請ふは、親敷間柄にては自然のことなれども、上輩は勿論同輩に對しても濫りに之をいふは

無沙汰を責むるに似て無禮なれば、かゝる事は時宜を見計らひて云ひ出づべし。

若し相客ありて己先づ退出せんと欲するときは、第一主人に挨拶し、然る後他の同席者にも夫々御先に失禮いたします御免蒙ります等挨拶して立つべし。この場合には殊に主人の送り出づるを辭すべきなり。

七、送客

7、主人ハ客ヲ表口マテ送り出テ客ノ支度整ヘルトキ挨拶ヲ述ヘ少時其姿ヲ見送りテ後戸障子ヲ閉ツヘシ客ノ歸リタル後間モナク大聲ニ談笑スヘカラス。

尋常第五學年修身書 第十二課孝行の次に特設

尋常第六學年 第三學期初めに特設

客の退出に際しては尙一應は之を止むるを例とす。客の尙辭するに及びては、丁寧挨拶して之を玄關に送り、帽襟巻外套其の他の携帶品

あらば順次に之を渡し、客によりては自身にて打著するか、家族又は召使のものをして著せしむべし。最後の挨拶を終へたる後も客の後姿の全く見えざるに至るまで見送りて後静かに戸障子を閉づべし。客の歸りたる後服装その他につき噂などなさざるは勿論、客尙近きにある時、其の人に關すること、非ずとも大聲にて談笑するは客に不快を感せしめて甚だ失禮なる事なり。

又多人數の客ありて其の内の一人乃至數人早く辭し歸る時は、他の客に對し會釋して後之を見送るべしと雖も、殘る客歸る客より尊き時は、歸る客に對して己は立たず、家族若しくは召使をして之を送らしむべし。なほ己が身分の客より尊き場合も亦これに準ず。

2、客ノ外套等ヲ纏ハントスルトキハ之ヲ手傳ヒ夜分又ハ雨雪ノ時ハ提灯・雨具ヲ用意シ老幼・女子ニ對シテハ人ヲ付添ヘ其ノ家ニ送ラシムルコトアルヘシ。

同上

來客中夜分に及び又は天候變りて雨雪の降り出したる場合は、退出前豫め提灯・雨具を用意し置き、退出の際は速かにこれを渡すべし。客の身分により土地の状況によりては、車を命ずることあるべし。特に婦人老人の客には夜分など場合によりては人を付添へ、または車を命じて見送らしむるを禮とす。

### 第九 祝賀見舞・弔問・會葬・家例及び祭忌

#### 一、一般ノ心得

1、祝賀・見舞・弔問ニハ自ラ往クヲ禮トス。

尋常第五學年修身書

第二十七課女子の務の次に特設

尋常第六學年修身書

第八課祖先と家の次に特設

親戚知人等に祝賀・見舞・弔問をなさざる可からざる時は、自ら成るべく早く往き、奴婢若しくは代人をして往かしむるは禮にあらず。

第九 祝賀見舞弔問會葬家例及び祭忌

此の際全く關係なき兒童などを連れ行き、或は他行の序にするが如きは之を避けざるべからず。若し遠地にて往くこと能はざる場合には、電報或は書状を以てすべし。書面の認め方に付きては更に注意を拂ひ誠意を失はざる様丁寧を書くべきなり。

### 2、慶弔儀式等ノ場合ハ相當ノ衣服ヲ着用スヘキモノトス。

同上

慶弔儀式等の本式なる場合には、禮服を着用すべきものなり。併し時と場合に應じ略服若しくは通常服の儘にても差支なし。特に火急の場合に於ては衣服の如何を問ふ暇なく、速かに驅付くるを可とす。又服装は之を整ふべきも猥りに身分不相應のものを纏ふは却りて見苦しきものなり。弔問の場合には成るべく華麗ならざるものを着用すべく、女子こりては髪飾等も其の心したるものを用ふべし。

## 參照 服裝 男子

### 1、略服

和服 羽織を着て袴を着けざること。袴を着けて羽織を着ざること。

### 2、通常服

洋服 着廣三ツ揃(襟飾靴等は適宜)

和服 羽織(無地紋付とし緋緋は略なり) 袴 着物(地合は適宜)

帯(兵兒帯にても可なり) 足袋 帽(山高帽若しくは中折帽)

フロックコート(紳士の通常服なり現今我が國に於ては慣例として禮服とす)

上衣 胴衣(黒羅紗又は綾織絨を用ひて胴衣も上衣と同)

袴、襟飾(任意) 帽子(鄭重の場合にはシルクハット) 靴(黒革製)

羽織(黒五ツ紋) 袴(縞) 上着(黒の五ツ紋) 下着(小紋、更紗、縞)

肌着(襦袢) 帯(角) 足袋(白) 帽子(黒山高)

夏は上着(淡色五ツ紋) 下着(白) 帽子(中折夏帽)

燕尾服 上衣袴(黒羅紗) 帽子(シルクハット) 襟飾(白結紐)

靴(黒革製ゴム引) 手袋(白革製) 外套(用途上にあつてのみ使)

### 3、禮服

女子

1、通常服 着物、羽織 綿織、麻織又は銘仙類の縞、緋、小紋の類。

帯、帯留等 適宜 縹子と縮緬其の他博多、毛織類等の適宜腹合せ。

注意 単衣の中形附の浴衣又はフランネルは訪問、或は接客の時には習慣上着せざるを禮とす。

2. 禮服

(イ) 吉事の場合 (袷、綿入)

上着 地質は羽二重、縮緬、又は綿織、色は黒或は薄色の五つ紋三つ紋、共裾、裾襖様物或は變り裾、次は小紋の紋付。

下着 地質は羽二重、綾、或は絹綿交織類の白無垢二枚或は一枚、次は共下着或は變り下着。

長襦袢、地質は縮緬の白或は紅の無地。袴は羽二重或は縹子の白。次は縮緬又は毛織類の友染其の他襖様物。

帯 地質は錦、縹、珍其の他紋織類の厚地丸帯。

帯揚 地質は縮緬、白或は紅の無地。

帯留 地質は白羽二重の丸紐二重廻り。

(ロ) 同上(單衣、帷子)

上着 地質は絹、絹縮緬、縮、晒、透綾又は綿織。色は薄色の五つ紋又は三つ紋付。裾襖様物。

下着及び長襦袢。地質は絹、絹晒類。白地。

帯、地質は絹、縹、珍、紋透織類の丸帯。

(ハ) 凶事の場合(單衣、袷、綿入)

上着、黒又は鈍色其の他華麗ならざる無地紋付。

下着及び襦袢。地質は前項に準じ白とす。

帯、無紋の黒丸帯。若し紋織物なれば縫目を下にして用ふる事あり。

地方の風習によりては白無垢に白の丸帯を用ふる所あり。

二、祝賀

1、親シキ人ノ家ニ慶事アルトキハ祝意ヲ表スル爲ニ訪問ヲナシ又ハ祝詞ヲ送ルヲ禮トス。

同上

慶事とは普通に出産、婚禮、新築落成、開店、卒業、榮轉、算賀、誕生、病氣全快等

を指すなり。是等の場合に於ては成るべく一週間以内に訪問して祝意を表すべく、其の際土地の風習によりては適宜進物をなすを可とす。若し差支あるか、或は遠地にて親しく訪問し難き時は代人をして爲さしめ、或は祝詞を送るべし。

祝賀のため他家を訪問したる際は不吉不祥なる事柄を談じ出すことなく、祝意を述べ終らば、時宜を見計らひ辭し去るべし。

2、祝賀ノ訪問ヲ受ケ又ハ祝詞ヲ送ラレタルトキハ速ニ答禮ノ訪問ヲ爲シ又ハ禮狀ヲ送ルヘシ。

同上

祝賀の訪問を親しく受けたる時は、自ら往きて答禮をなし、止むを得ざる場合は代人を以てなさしむべし。

祝詞に對しては禮狀を發すべく、決して之を等閑に附し置くが如きことあるべからず。特に進物の送附を受けたる際は、速かに其の到着せる旨をも書添へ禮を述べべし。

### 新年祝賀の心得

新年には親戚知己等の家を訪問して賀詞を述べ、又遠地にあるものは賀狀を送るを禮とす。

#### 1、回禮

家々を訪問するには、相當の禮裝にて成るべく主人に面會して賀詞を述べべし。彼の名刺を配るのみにて祝意を表し、或は取次のものに名刺を差出して賀詞を述べ去るが如きは略式なり。

訪問の際屠蘇を出されたる時は、會釋して盃を受け、吸物其の他の肴にも相當に箸を附くべし。長坐せざる様注意するを要す。

#### 2、年賀狀

尊長者に對しては勿論、一般に對しても封書を用ふるを禮とす。併し端書を以て之に代へ、或は名刺に賀詞を書して封送するは普通行はるゝ所なり。

年賀狀の認め方は、葉書の場合に於ても成るべく自ら墨書するを可と





### 三、見舞

1、病氣ノ見舞ニハ病狀ニ依リテハ病床ニ臨マサルヲ可トス。

同上

親戚知人恩人等の病氣に罹りたる時は、時々之を見舞ふべし。見舞に赴きたる時は、先づ家人若しくは看護人に面會し病狀を尋ぬべし。病人に面會せんとする時は其の病狀を考へて後之をなすべし。

病人の望に非ざる外は長坐することなく、適當なる時を見計ひ辭し去るべし。傳染病の恐ある患者の病床には、成るべく臨まざることとし、若し止むを得ず之に臨むも座席等には大に注意すべし。併し之を嫌ふが如き風を示すは、病者及び看護人の感情を害することあるものなれば其の心して見舞ふべし。

見舞品を贈る時は、其の品物の選擇に注意し、病人の口に適する食品、或は慰安に適する盆栽の類、又は家人の看護の勞を慰するに足るべき物

等を選び、之を家人若しくは看護人に差出すべく、直接病人に出すは場合によりては宜しからず。

2、病人ニ面會スル場合ハ特ニ談話舉動等ヲ慎ムヘシ。

同上

病人及び看護人等と語るには、談話の内容に注意し、病者の神經を刺戟し、又は不快の念を抱かしむるが如き事項は之を避け、特に音聲を靜かにして語り合ふべし。

病室の出入、室内の起居も之を靜かに爲し、病者の身體に振動を感せしめ、或は室内に塵埃を飛ばすが如きことなき様注意すべし。

3、災害ノ見舞ニハ必要ニ應シ助力ヲ爲スヲ禮トス。

同上

災害の報を受けたる時は、時を移さず之に驅付け、必要に應じ、及ぶ限り手助をなすべし。其の間に家人に遇はば簡單に見舞の辭を述べ置き、稍、靜まりたる後丁寧に挨拶すべし。

若し助力する程の必要もなく、罹災の度少くして家人に面會し得る時は、速かに其の安否被害の如何を尋ね見舞の辭を述べし。

差支ありて自ら見舞ふ能はざるときは、代人を以て之を爲さしめ、且つ必要に應じ手助をもなさしむべし。

見舞品としては金銭若しくは食品、器物、衣類等を適當に選擇するを可とす。

#### 4、病氣又ハ災害ノ見舞ヲ受ケタルトキハ答禮ヲ怠ルヘカラス。

同上

病氣全快の後には親しく赴きて答禮するか、若しくは代人をして答禮せしむべし。見舞品を贈られたる人々に對しては、土地の風習により全快祝として適當なる品物にて返禮することあるべし。

災害の見舞に對しても、答禮を爲すは病氣の場合と同じけれども、別に返禮として品物を贈る必要なし。併し是も土地の風習により適宜取

計ふを可とす。

見舞に來たる人非常に多數なる場合或は混雜甚だしく爲に氏名の聞洩し等ありて一々答禮し難き時は、新聞紙等にて廣告するも可なり。

されど特に世話になりし人に對しては、自ら行きて禮を述べべきなり。

#### 四、弔問及び會葬

##### 1、親戚知人ニ不幸アラハ速ニ弔問スヘシ。

同上

親戚知人恩人の死亡等につき直接通知を受け、若しくは他人より之を聞及びし時は成るべく速かに弔問するを禮とす。併し其の時期につきては親疎の度により或は土地の風習により斟酌する所なかるべからず。但し縁遠き間柄と雖も、先方の憂のさめざる中に之をなすを可とす。香奠見舞等を贈るにも、成るべく時日の經過せざる間に之を爲すべし。訪問の際には、誠意を以て慰藉し弔辭を述べし。濫りに世間話に耽り、或は談笑をなすが如きは大いに慎しまざるべからず。時宜

によりては、死亡者の枕頭又は棺前に至り禮拜をなすことあるべし。弔慰の訪問に對しては、送迎をなし、或は茶菓などをすゝめざるを例とす。此の際は主人より禮を缺く旨の挨拶を一應なすを可とす。訪問の時間は、親疎の度によりて一定すべきにあらざれども、手助等を爲す場合の外は、長坐せざる様注意すべし。

**凶事不幸ありたる場合の心得**

不幸ありたる場合には、先づ之を近親知友に通知するを禮とす。死去を報するに書状を用ふる時は、其の用紙類には黒枠を付するが例となれり。尙書状を用ふる外、新聞廣告欄に掲載することもあり。枠の縁の中は、忌中は一センチメートル、服中に至れば其の四分の一を減ずるものとせり。

通知書は宗族の代表者、若しくは死者の親友なるを禮とす。併し近來多くは死者の親子兄弟夫妻等署名するが例となれり。自家の室内の裝飾は、勿論身邊の裝飾もこれを取り去り、萬事哀悼の意

を表すべし。

家人は成るべく棺側に坐し、濫りに炊事場に立入り食事等に干渉せざるを一般の風習とす。

**2、會葬ノ際ハ靜肅ニシテ哀悼ノ意ヲ表シ式場ニ至ラハ氏名ヲ通シ葬儀終リタル後ニ退散スヘシ。**

同上

會葬或は行列に加はる時は、哀悼の意を表すべく、雜談、放聲、失笑等をなし、或は歩みながら喫煙をなし、或は坐作進退の騷擾不敬なる等のことなき様注意すべし。

式場に到らば、受附に自己の氏名を通じ、係員の指圖に従ふべし。但し此の際成るべく名刺を用意するを可とす。

式後別に用事なき時は直ちに退散すべく、決して談話に耽りて長坐するが如きことあるべからず。

**3、會葬者玉串ヲ捧ケ又ハ焼香ヲ爲サントスル場合ニハ**

順次柩前ニ至リテ敬禮シ少シク進ミテ之ヲ行ヒ再ヒ敬禮シテ退クヘシ。

同上

會葬者にして玉串を捧げ焼香を爲さんとする者は、先づ葬儀係の指揮に従ひ、近縁のものより順次之をなすべし。

玉串を捧ぐるには先づ右の手にて枝の本を持ち、左の手を添へ、徐かに靈前に進みて一禮してその本を先方に向け末を手前にして八足臺の上に置き、拍手一禮し三足退きて向き直り歸るべし。

焼香の場合には、靈前に進みて一禮し、香を捻り三回香爐に燻べ、禮拜しこの際讀經中ならば導師及び諷經僧に會釋して退くべし。

4、會葬ノ往復ニハ他人ヲ訪問セサルヲ可トス。

同上

會葬せんとする際は、時刻を違へざる様注意し、往復の際用辨の爲他人を訪問し、或は歸路公園を散歩し、酒肆茶店等に立寄るが如きことある

べからず。

5、弔問・會葬ニ對スル答禮ハ忌明ノ後之ヲ爲スヘシ。但シ會葬ニ對スル答禮ハ直ニ之ヲ爲スモ妨ナシ。

同上

葬儀の場合に會葬者退散せんとする時、喪主及び親戚の人々は、其の出口に立つて一々無言の儘禮をなすを可とす。

會葬に對する答禮を忌中に於て爲す場合には、代人を以てするを常とす、併し土地の風習に準ずべし。

香奠等を贈られたる人々に對しては、これも土地の風習により忌明後適當なる時期品物を以て返禮することあるべし。

注意

弔問會葬ノ際成ルヘク先方ニ飯食ノ累ヲカケサルヤウ注意スヘシ  
葬儀に關する心得。

葬儀は其の死者の身分相應なるべく、濫りに虚飾に流れざる様注意す

べし。

送葬の儀式につきては、宗教上の關係、或は土地の風習によりて異なるべければ、一々これを述ぶる能はず。併し葬儀に關する一切の事は、成るべく親戚若しくは親友中より親切にして而も物馴れたる人に依頼し、萬事其等の人の指揮に従ふを可とす。家人近親のものは、儀式係に意見のある所を述ぶるは差支なけれども、濫りに手助人などの中に入りて干渉がましき事を爲すは宜しからず。

神佛其の他何れの式によるべきかは、家例によるべきは勿論なれども、死者生前の信仰を考慮して定むべきものとす。

葬式の日取に付きては、其の準備に要する日時、神官、僧侶及び埋葬場の都合等を取調べ、成るべく早く之を定め置き、豫定の時間を違へざる様注意すべし。

凶事に關する悔帳の如きものは、逆帳に綴るを例とし、これには會葬者の氏名、香奠、式次第等を記録し置くを要す。

## 五、家例及び祭忌

### 1、父祖ノ定メタル家例ハ之ヲ尊重スヘシ。

尋常第六學年修身書 第八課祖先と家に附帶

父祖の定めたる家例は尊重すべく、理由なくして之を變更し、或は濫りに之を廢する等のことあるべからず。家例の如何により父祖の業の偉大なるを知り、且つ家風の懐しさを偲ぶことを得るものなり。

祖先の祭祀を行ひ、父祖の法會を營むの風ある家は、何となくゆかしくして父母祖先に對し報恩の念深き好き家柄といふべし。祖先の祭祀につきては、公に於て行はせ給ふ皇靈祭の極めて鄭重なるに鑒みても必ず行はざるべからざる事なり。

又世の父母たるもの能く父祖の家例を尊重すると否とは、以て己の遺したる善良なる家風を我が子孫に遵守せしむる上に大なる關係を有するものなることを忘るべからず。

### 2、一家ノ祭日又ハ忌日ニハ篤ク祭祀ヲ營ミ墓參スルヲ

禮トス。

尋常第二學年修身書 第八祖先を尊べに附帶  
尋常第六學年修身書 第八課祖先と家に附帶

神道に於ける祭日、佛道に於ける忌日(法事)は、何れも死者の靈を祭り弔ふ日なれども其の日數の計り方は各相異なれり。

靈祭 (神道)

初祭。五日祭。十日祭。二十日祭。三十日祭。四十日祭。五十日祭。靈昇の祭事をなしこれより忌明とす。

式年祭。百日祭。一周年祭。五年祭。十年祭。二十年祭。三十年祭。四十年祭。五十年祭。百年祭。以下百年毎に祭事を行ふ。

例年祭 年毎に其の正辰を祭る。

法事 (佛道)

初七日。二七日。三七日。四七日。立日(死亡の日)。五七日。六七日。七七(四十九日)法事をなしこれより忌明とす。百ヶ日。

年忌。一週忌。三回忌。七回忌。十三回忌。十七回忌。二十五回忌。三十三回忌。五十回忌。百回忌。以下五十年毎に法事を營む。宗旨又は家例により二十五回忌を省き二十三回忌、二十七回忌、七十回忌を營むものあり。

祥月(忌日と云ふ)死亡の正當の月日(毎年一度)

命日(月忌と云ふ)毎月(當りの日)一回

其の他七月十三四五日(今は多く八月)孟蘭盆會と稱して祖先以來の亡靈を迎へ、懸燈供養をなし、或は家族一同打揃ひ寺詣をなす等のことあり。

是等祭日忌日には、篤く祭祀法事を營むべきものなれども、身分不相應なる虚飾をなし、濫りに飲食に耽る等のことあるべからず。

祭日忌日には祭祀法事を營む外墓參するを禮とす。されば當日は墓所を掃除し、淨水供花線香等を用意し、家族一同これに詣で恭しく拜禮すべし。但し墓參は祭日忌日の外佛道にては必ず七月十三四五日即

ち孟蘭盆會中にこれをなすを例とせり。

3、祭日ニ際シ親戚知人ニ食事ヲ供スル場合ハ主客共ニ追慕ノ意ヲ失ハサルヤウ注意スヘシ。

尋常第六學年修身書 第八課祖先と家に附帯

祭日忌日何れも忌明にならざる間は、引續き祭祀法會を營むべきものなれば、其の都度親戚知人を招くことは爲し難きも忌明即ち五十日祭四十九日には極めて近き親戚等を招き、式年祭年回法事には親戚は勿論知人をも招き食膳を供し死者を追懷すべし。この際は濫りに雑談に耽り酒食を恣にする等のことは慎まざるべからず。食膳の調理は祭祀にありては、魚獸類の肉を用ふるも、年回法事に於ては精進料理とし魚類鶏卵等生臭きものを用ひざるを例とす。これ年回法事のみならず忌中は勿論祥月命日等に於ても、精進といひて身體の滋養攝取等の必要以外には、魚鳥獸肉の類を口にせざるを以て佛道の作法とするが故なり。

祭祀法事に招かれたる人は、玉串料又は香奠を持參し、或は生花果物菓子料等を靈前に供ふるも可なり。

4、忌服中ハ特ニ謹慎ノ意ヲ失ハサルヤウ注意スヘシ。

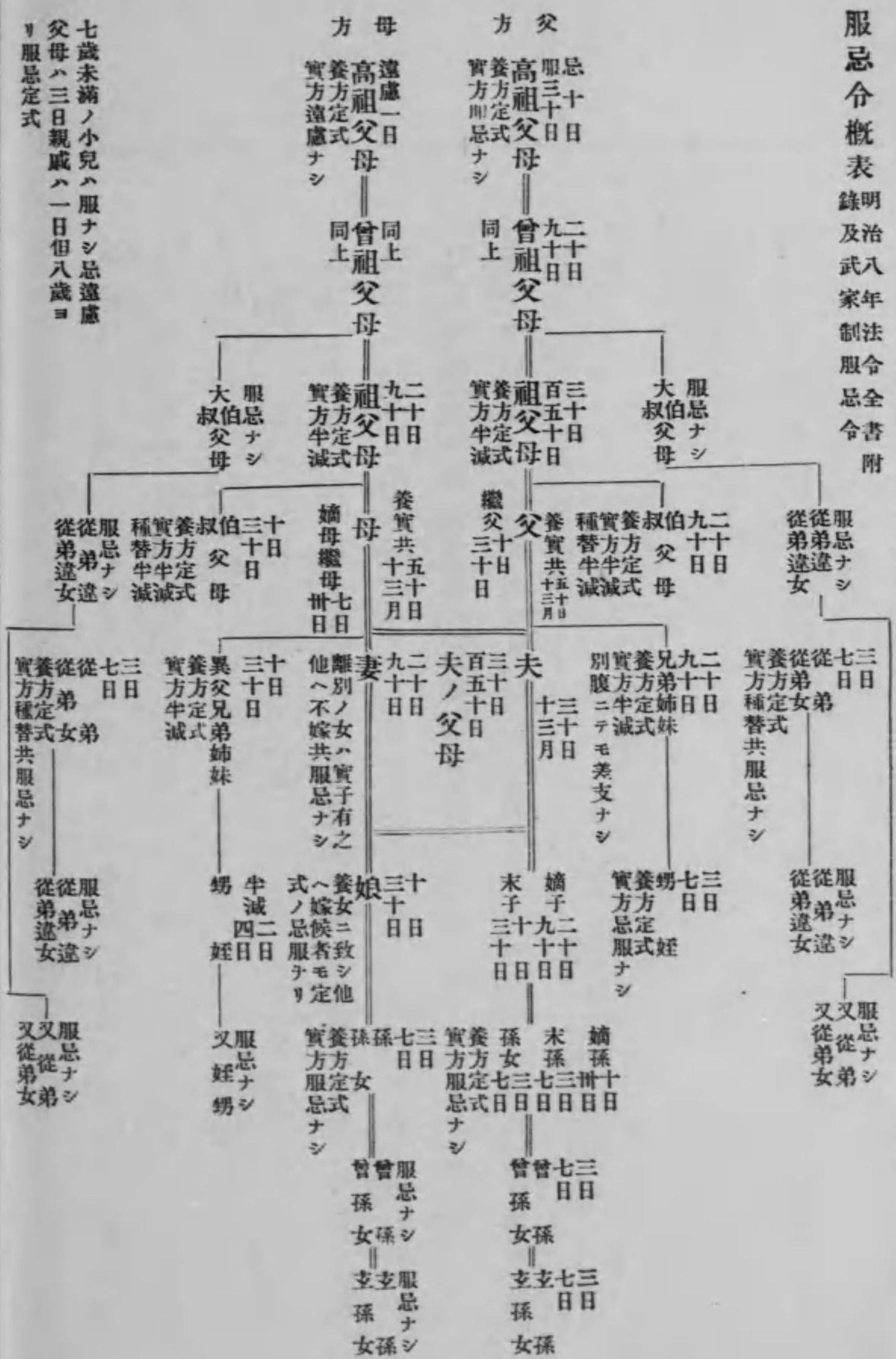
同上

忌中には止むを得ざる事故の外は、外出を慎しみ、公會の席へは勿論娛樂場に入出し、或は神社等へも參拜すべからず。但し墓參は時々之をなし、佛葬なる時は寺院に參拜し香華供養をなす等のことあるべし。家の中に於ても靈牌を安じ謹慎の意を表し、決して高聲談笑等の外部に洩れざる様注意すべし。

服忌令概表 明治八年法令全書附

第九 祝賀見舞申問會葬家例及び祭忌

三五〇



生徒服忌に關する件

明治四十四年八月文部次官より左の通り各地方長官に通牒せり。

服忌ノ制ハ夙ニ明治七年太政官布告第一〇八號ヲ以テ規定相成居候處、近來小學校其他諸學校ニ於テ、往々其生徒ノ父母祖父母等ノ死亡ニ際シテモ、右ノ制度ヲ等閑ニ附スルカ如キモノモ有之哉ニ相聞エ、道徳教育上頗遺憾ノ次第ト被存候。就テハ小學校及中等程度ノ諸學校等ニ於テハ、自今生徒ヲシテ、服忌ニ關スル心得ヲ會得セシメ、又之ニ丁リタル者ニ對シテハ、相當期間休業ヲ認可シ、尙試験ノ時期等ニ際シテハ、特別ノ取扱ヲ爲ス等便宜ノ方法ヲ講シ、以テ荷モ孝悌ノ至情ヲ傷ハシメサル様深ク注意スヘキ旨御示達相成度、依命此段及通牒候也。

追テ貴管内公私立専門學校ニ對シテハ、本文ノ趣旨ニ依リ取扱候様、本文ハ参考トシテ御示達相成度、此段申添候也。

5、忌服中ノ人ニ對シテハ新年祝賀ノ訪問ヲナシ又ハ賀詞ヲ送ラサルヲ例トス。

同上

第九 祝賀見舞申問會葬家例及び祭忌

三五二



忌服中は新年祝賀等は之を遠慮せざるべからず。されば訪問者に對しても豫め之を知らしめ置く必要あり。この際は門前適當なる場所に忌中につき遠慮すべき旨を掲示し置くを可とし、遠地の人に對しては忌中につき年賀の禮を缺くべき由を通知し或は新聞紙等にて廣告する等のことあるべし。

### 第十 招待

1、人ヲ招待セントスルトキハ其ノ事由・日時・場處等ヲ明カニシ凡七日以前ニ口頭又ハ書狀ヲ以テ案内スヘシ。

尋常第六學年修身書 第八課祖先と家の次に特設

人を招待せんとして其の案内突然なる時は、場合によりては其の人に大に迷惑をかくることあるのみならず、差支のため折角の招待を無にせらるゝことなしとせず。さればかゝる場合にはおよそ一週間前に案内するを可とす。然る時は招待せられたる人は、其の間に於て用務

を繰合せ之に應じ得るものなり。遅くとも一兩日前には必ずこれをなさざる可からず。

案内するには其の事由・日時・場處等を明に通知し、答を求めたき時は其の旨をも告ぐべし。

尊長者を招待せんとする時には、代人をして口頭によらしめ、又は書狀などを以てするは禮に非ず、自ら行きて來臨を請ふべし。

招待狀は一人一通宛なるを禮とす。併し便宜上回章として連名に出すことあり。これは最も親しき間柄若しくは同一場所にある人々に發する場合に於て行はる。

一旦定めたる場所・日時等につき止むを得ざる事情のため變更するに至りし時は直ちに其の旨を通知すべし。

2、忌中ノ人ニ對シテハ招待ヲ爲ササルモノトス。

同上

忌中の人は謹慎して外出を憚るものなれば、かゝる人を招待するは却

りて其の人に對して迷惑をかけ、且つ禮を失することゝなるなり。

3、招待ヲ受ケタルトキハ謝意ヲ表シ速ニ參否ヲ答フヘシ。

同上

招待を受けたる時は、成るべく用務を繰合せ、これに應せざるべからず。招待の趣旨及び其の好意に對しては、十分先方に満足を與ふべく、徒らに口實を設けて、應せざらんとするが如きは宜しからず。

4、出席ノ旨ヲ答ヘタルトキハ其ノ約束ヲ違フヘカラス  
止ムヲ得サル故障ノ爲メ不參スルトキハ直ニ其ノ旨  
ヲ通シ深ク之ヲ謝スヘシ。

同上

出席の旨を答ふる迄には、十分に出席し得るや否やを熟慮し、一旦出席の旨を答へたる以上は、之に違ふことあるべからず。併し止むを得ざ

る故障の爲出席し難き事を知りたる時は、成るべく速かに其の旨を委しく述べ、他人の好意に對し深く之を謝せざるべからず。

5、出席ノ場合ハ時刻ヲ違フヘカラス。

同上

出席の時間は、定刻前約十分程なるを適當とす。餘りに早きも先方の準備等に差支ふることあれば、宜しからず。殊に遅刻するが如きは注意すべき事なり。我が國人の時間を嚴守せざる慣習は實に忌むべき事にして漸次之が矯正を圖らざるべからず、假令他の客人は定刻に集まらずとも己一人にても時間を確守する心掛なき時は、この惡弊を打破し得るものに非ず。止むを得ざる事故の爲遅刻早引せざるべからざる時は、豫め其の旨を招待者に通じこれを謝し置くべし。

招待者にありても、案内せし際定めたる時間は之を確守し、開會を後らしむるが如きことあるべからず。又閉會を告ぐる必要ある場合に於ては、よく其の時宜を見計らひて之をなし、來會者に迷惑を掛くる等の

ことなき様注意すべし。

6、人ヲ招待シタル場合ハ主人ハ勿論其ノ席ニ出入スル者モ亦相當ノ服装ヲ爲スヘシ。

同上

人を招待したる場合に主人は常服の儘客人を迎へ、客人は禮服着用にて出席し主客大いに異なる所あるは禮にあらず。客人禮服なる時は主人も禮服なるべく客人略服なる時は主人も略服なるを可とす。併し場合によりては斟酌するところあるべし。

其の席に出入する者にありても相當なる服装を爲さしむることは是亦客人に對する禮にして單に主人のみ服装を整ふれば可なりと云ふ可きものにあらず。

7、招待ニ應シ出席セントスルトキハ相當ノ服装ヲ爲スヘシ。

同上

招待に應じて出席せんとするときには其の場合を考へて相當の服装をなすべし。若し同行者ある時は豫め之を打合せ置くを可とす。

参照

第九祝賀、見舞、弔問、會葬、家例及び祭忌一般の心得第二項中服装に關する事項を見るべし

8、招待ニ對スル答禮ハ成ルヘク速ニ自ラ往キテ之ヲ述ヘ若ハ禮狀ヲ送ルヘシ。

同上

尊長者に對する答禮は、遠地ならざる限りは、自ら行きて之を爲すを可とす。又招待に對する返禮として物品を送ることあり、これ等は土地の風習により一定し難しと雖も、其の身分親疎其の他の事情によりて、適宜之を考へて行ふべし。

9、饗饌終リタルトキハ相當ノ時間ヲ見計ヒテ退出スヘシ己正客ナラサルトキハ正客ノ退出ヲ待ツヲ禮トス

同上

饗饌終りても長く退出することなく、談話に耽りつゝあるが如きは、家人にも迷惑を掛けること尠からざるを以て注意せざるべからず。衆客に先だちて退出せんとする時は、時宜を見計ひて立ち、人目に觸れざる様にして退出すべし。但し主人若しくは家人には成るべく挨拶して歸るを可とす。此の際携帶品等あらば自ら持ち出で家人の手を煩すが如きことなき様注意すべし。會の種類により閉會の辭を主人より述べ終りたる後の退散は、假令他の客に先立つとも左程遠慮するには及ばざるなり。

### 第十一 告送別及び送迎

1、長期ノ旅行又ハ轉住等ノ場合ハ親戚・知人・近隣等ニ對シ相當ノ挨拶ヲ爲スヘク之ヲ受ケタルトキハ速ニ答禮ヲ爲スヘシ。

尋常第六學年修身書 第二十五課教育の次に特設

長途の旅行をなさんとする時は、豫め親戚・知人・近隣を訪問して其の行先及び出發歸宅の日時を告げ、留守中の事を依頼するを可とす。更に歸宅の際には之を訪問して其の旨を告げ、世話になりたる時は謝意を述べべし。若し差支等の爲自ら訪問し、或は代人をも差出す事能はざる時は、旅行前書面を以て之に代ふべし。

轉住の際は、從來の厚情を謝し將來の厚誼を求むる爲親戚又は最も親しき知人を豫め訪問して其の旨を述べべく、然らざるものと雖も常に交際せし人々には出立兩三日前挨拶に出づべし。此の際は成るべく禮服を著用するを可とす。

旅行轉住のため挨拶を受けたる時は、己も亦速かに訪問して答禮をなすは勿論、挨拶を受けざる場合と雖も、親戚知人にして長途の旅行若しくは轉住をなすを聞及びたる時は、之を訪問することあるべし。此の際餘りに長話をなして準備を妨ぐるが如きことあるべからず。但し

親しき間柄にありては之を手傳ふも可なり。

特に親戚又は親しき知人等にして長途の旅行轉住の場合には餞別品を贈ることもあるべく、此の際は適當なる物品を選択すべし。

2、尊長又ハ近親ノ者長期ノ旅行ヲナシ又ハ轉住等ノ際ハ停車場又ハ波止場等ニ見送り其ノ來著ノ際ハ之ヲ出迎フルヲ禮トス。

同上

長途の旅行又は轉住のため親戚知人を訪問したる際、出發時刻等を告ぐる必要ある時は、正確なる時刻を述べ、決して其の時刻を違へざる様注意すべきなり。若し見送等の場合に時間を空費せしむるが如きとあらば禮を失するに至るべし。

見送人ある場合には、停車場及び汽船發着所には發車時間より少くも二十分は早く行くを可とす。見送人のみ先に行き己は發車間近に着するが如きことあるべからず。

プラットホームに入りたる時は、先づ見送人に對し丁寧に見送の禮を述べ挨拶して時間の近づくまでは是等の人々と談話を交ふるを可とす。家族又は特に懇意なる知人とのみ談話し、或は濫りに密談を爲す等は之を避けざる可からず。

發車時刻に近づかば、靜かに見送人に挨拶して改札口を出で乗車すべし。車中にては發車後迄は腰掛くるとなく、見送人に面して立ち、發車の合圖を聞かば一同に挨拶し見送人の見えざるに至れるを待ちて坐すべし。

停車場又は波止場等に見送らんとする際には、時刻を違へざる様注意し、發車前停車場に赴き旅行轉住者に挨拶をなすべし。此の際餞別品を贈らんとするは宜しからず。併し場合により手荷物雨具等の世話をなすは可なり。

入場券を求めて場内に入る時、己は旅行者轉住者の先に立つが如きことなく靜かに後に從ひて入り乗車するを待ち車前に止まりて見送る

べし。出迎の際は停車場波止場等にありて下車後適當の時期を見計らひ丁寧に挨拶すべし。  
乗車乗船にあらざる場合も前項に準じ適當の場所に於て見送るを可とす。

### 3、旅行等ノ際送迎セラレタルトキハ速ニ答禮スヘシ。

同上

旅行等の際見送られたる時は、旅行先若しくは轉住先より着後成るべく速かに書面にて謝意を述べ、安着の旨を報すべし。尙饒別品を受け、又は送別會等の事ありし時は、其の禮をも併せ述ぶるを可とす。海外等の遠方に旅行せし時には、新聞に廣告して謝意を表する事あり。旅行終りて歸宅若しくは轉住し來りて迎へられたる時は成るべく速かに訪問して歓迎に對する禮を述べし。若し下輩に對する時は改めて自ら訪問するには及ばず、代人をして之を爲さしめ或は面接したる際に之を述べれば可なり。

## 第十二 進物

### 1、人ニ物ヲ贈ラントスルトキハ誠意ヲ表スルコトヲ旨トスヘク身分不相應ノ贈物ヲナシ若ハ濫ニ之ヲ爲スハ禮ニアラス。

尋常第六學年修身書 第二十五課教育の次に特設

贈物は人を尊敬し其の徳を慕ふの情を表する爲になすことあり。或は謝恩の意を表するためにするともあり。又朋友親戚の間柄に於て互に相親しむ情より之を爲すともあり。其の他祝賀の意を表し弔問の深情を知らしめ、慰問の誠意を現はす等種々あり、何れも其の精神の誠を表する爲なれば、情を厚くする點に於て大いに善き事なれども、世には誠意を表すべき贈物も卑劣の心を以て之をなすもの少からず。其の場合關係等を顧みざる時は却りて人の卑しみを受け或は先方に對して無禮となることあり。故に注意してこれをなすべきなり。

2、贈物ハ場合ニ應シ慣習ニ從ヒテ其ノ種類・數量等ヲ適當ニ選定スヘシ。

同上

1、贈品の種類。

イ祝賀の場合

新年

中元

歳暮

入學卒業

開店仕官

昇進榮轉

結婚

縁組等

出生

嗜好品、日用品等

樽(金子)肴(金子)嗜好品、家具、裝飾品、日用品、盛花、花束の類

眞綿壽留女、鯉節、樽、反物、帶地、袴地、羽織地等、赤飯、饅頭、或は鏡臺、針箱等の調度品、盛花、花束等。

産着、反物、樽(金子)肴(金子)赤飯、饅頭等。

初 雛

初 幟等

新築落成

初老還曆

古稀、米壽

全快祝等

口、見舞の場合。

雛人形、菖蒲人形、幟類。

器具類、鯉節、酒肴等

樽(金子)肴(金子)吳服類、其他記念品、盛花等。

病氣……病人の口にあふ食品、金錢、盆栽類、家人の看護の勞を慰するもの。

風水、火災等……家具類、飲食物類、衣類、金錢、人夫等。

ハ、餞別の場合。

旅行

轉住

道中用品、土地を記念すべき手輕なる物品、郵便切手、端書、金錢等。

ニ、謝禮の場合。

第十二 進物

謝禮

謝恩……………嗜好品、吳服類、器具、記念品、金錢等。

慰勞

ホ、凶事の場合。

死 亡……………香料、玉串料、蠟燭、線香、菓子、果物、菓子料等。

靈 祭……………神饌料、香料、齋料、線香、蠟燭、菓子、果物、野菜の類。

法 事……………

忌中見舞……………茶、菓子、料理、其の他の食品。

へ、其の他の場合。

近親或は親しき間柄に於て情を温むるために旅行の土産、庭園の果物、蔬菜その他手製の物を贈り、または遠來の品の福分け等をなすことあり。

備考

通常の贈物には古來金圓を贈るを以て無禮とし、弔問の場合のみ香奠

として金圓を贈ることゝしたるも、現今に於ては其の他の場合にて之を贈ること多きを以て之を掲げ置きたり。

2、贈品の數量。

多寡共に過ぎたるは猶及ばざるが如しの心得あるべし。個數は吉事の場合は奇數、凶事の場合は偶數を用ふるを例とす。

3、進物ヲ包ムニハ白紙ヲ用フヘシ其ノ包ミ方ハ紙ノ相當ノ所ニ品物ヲ置キ先ツ左方ヲ折リ次ニ右方ヲ折ルヘシ。

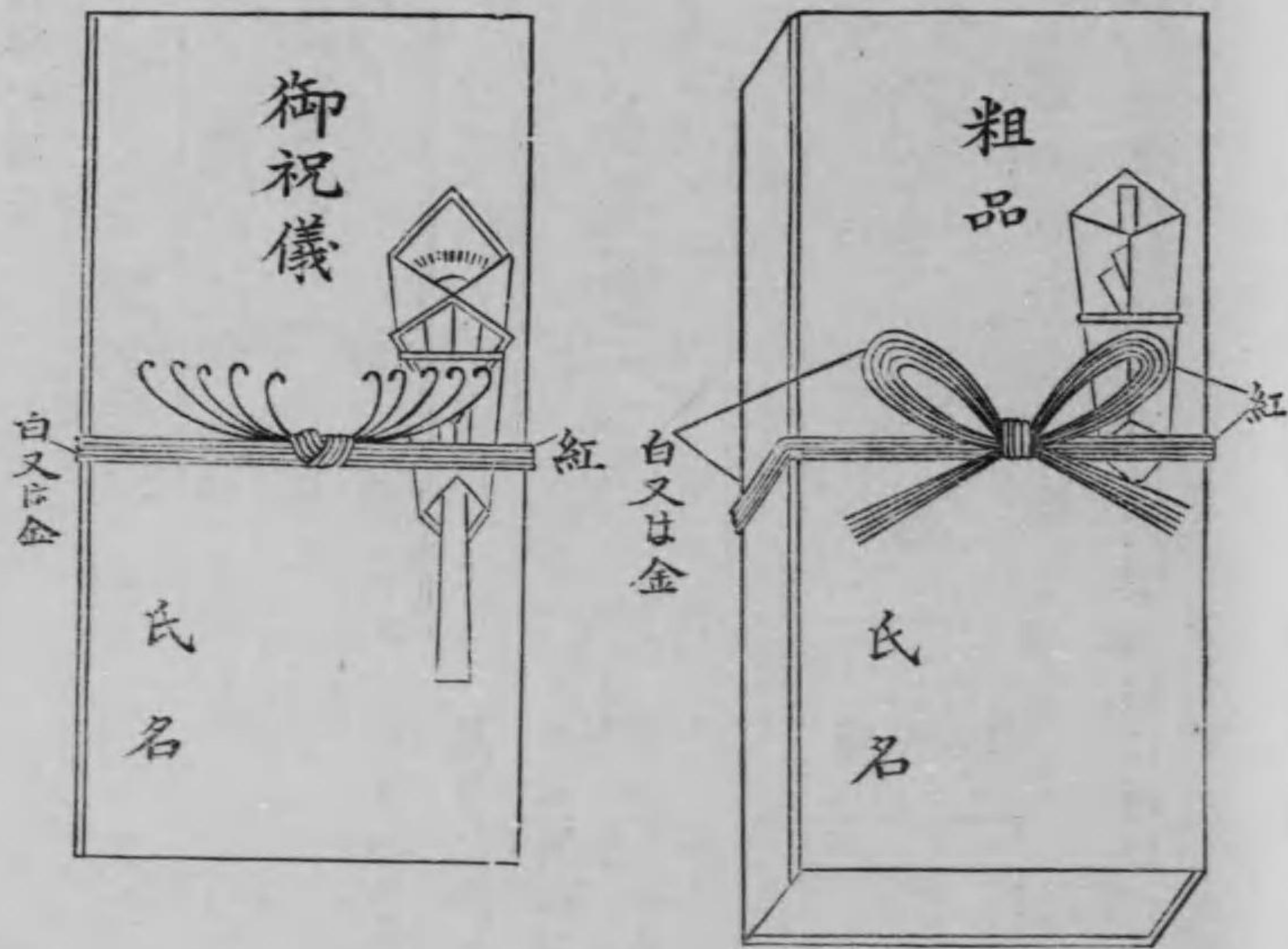
金子等ノ場合ニハ更ニ上下ヲ折リテ長方形ト爲スヘシ。

同上

包紙の種類は大奉書、中奉書、小奉書、杉原、糊入、中折、半紙等とし、通例の場合には二枚紙を用ふるものとし、菓子、袴地等の場合は、二枚宛裏と裏と



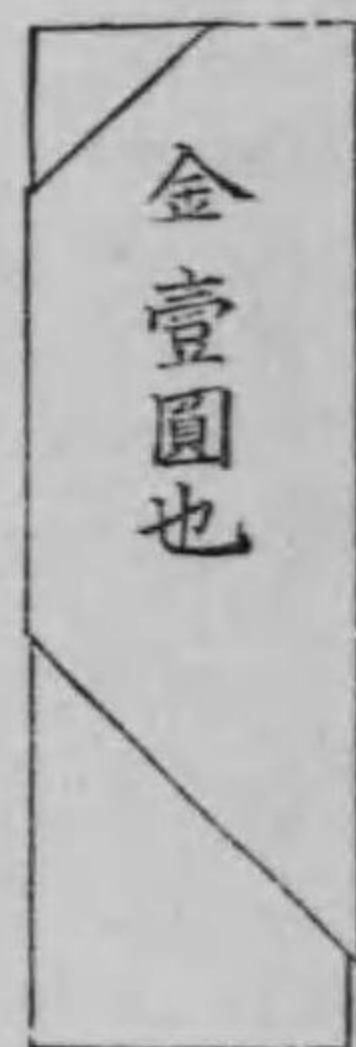
合場の組縁他の其禮婚(二)



上包の用紙は二枚宛裏と裏と合せて用ふるを例とす。  
但し大なるものは二枚宛二組とするを可とす。

(表式略) (中) (表式正)

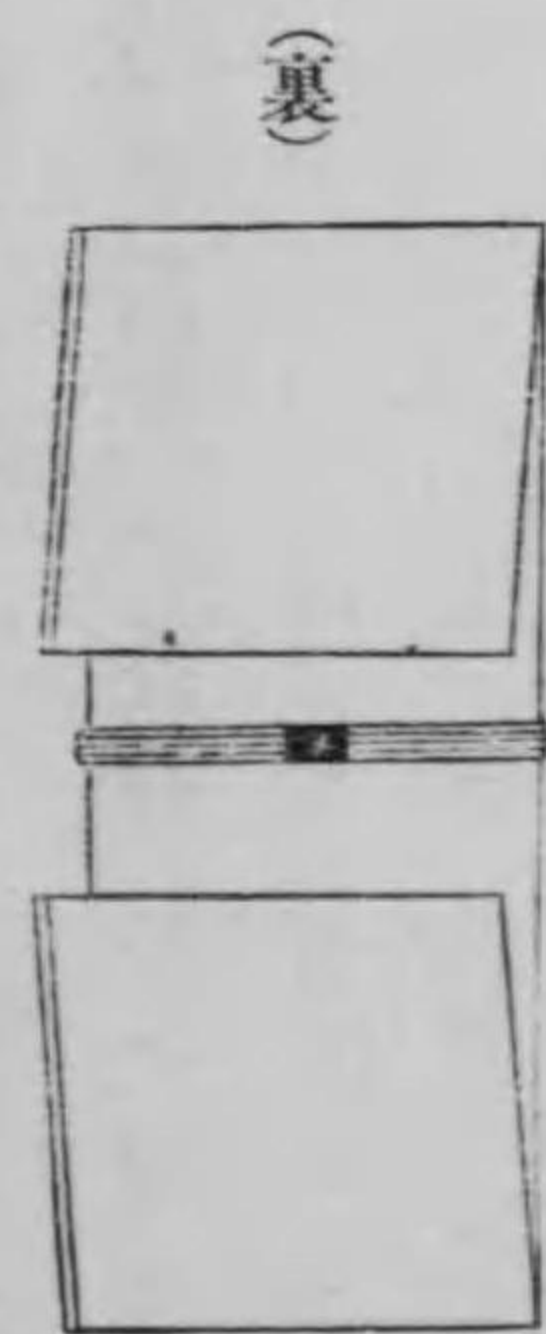
此の包方には水引を用ひず  
略式には金員を入るゝに祝儀包と稱するものを用ふるも妨げなし。



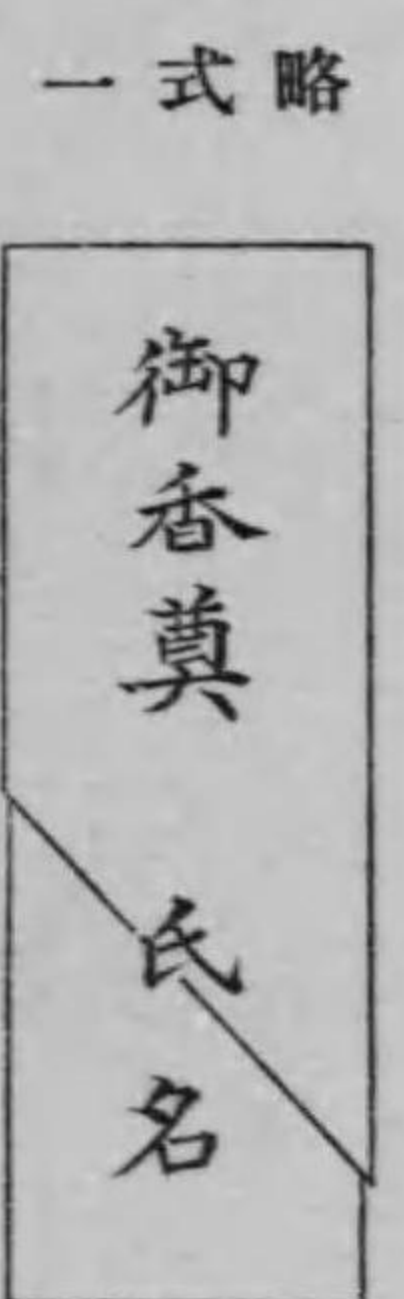
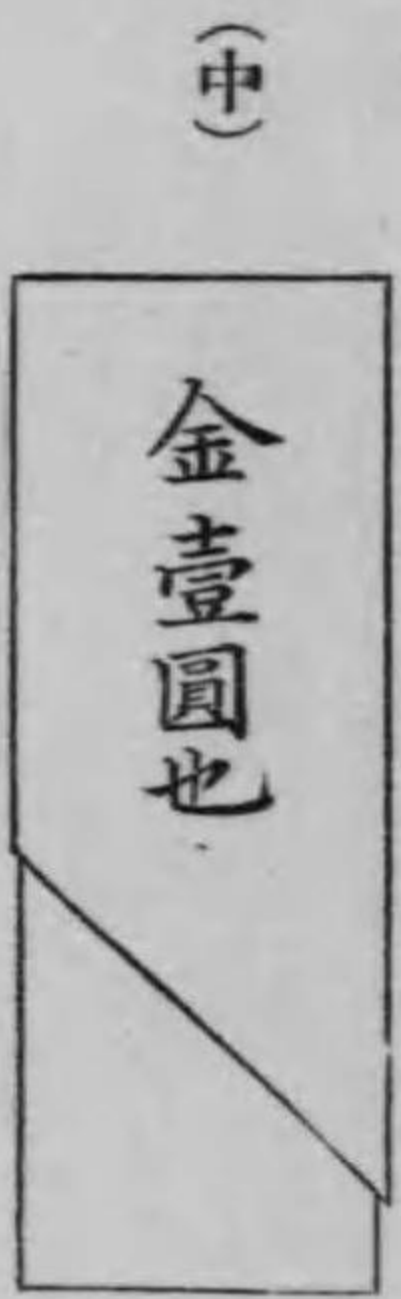
(一) 吉事及び普通の場合  
を合せて用ひ、大なるものは二枚宛二組の紙を用ふ。



正式の包み様に於ては上圖の如き金員を包みたるものを入るゝものなれども單に包紙の内部に金額を記入し置きこれを入れざるも可なり。



(三) 凶事の場合



正式の包み様に於ては上圖の如き金員を包みたるものを入るゝものなれども、單に包紙の内部に金額を記入し置きこれを入れざるも可なり。



正式の中包及び略式一二は左上の隅に折目の生せざる様になすものとす。

4、進物ニハ水引ヲ掛ケ熨斗ヲ添フルヲ例トス但シ魚鳥類ヲ贈ル場合及凶事ノ場合ニハ熨斗ヲ添ヘサルモノトス。

同上  
水引及び熨斗は新しきものを用ふべく、魚類の進物には熨斗の代りに笹南天を用ふるを例とす。

5、水引ハ吉事或ハ普通ノ場合ニハ紅白若ハ紅金ノモノ凶事ノ場合ハ黑白若ハ白ノモノヲ用フヘシ但シ黑白ノ水引ニ代フルニ元結ヲ用フルハ略式ナリ

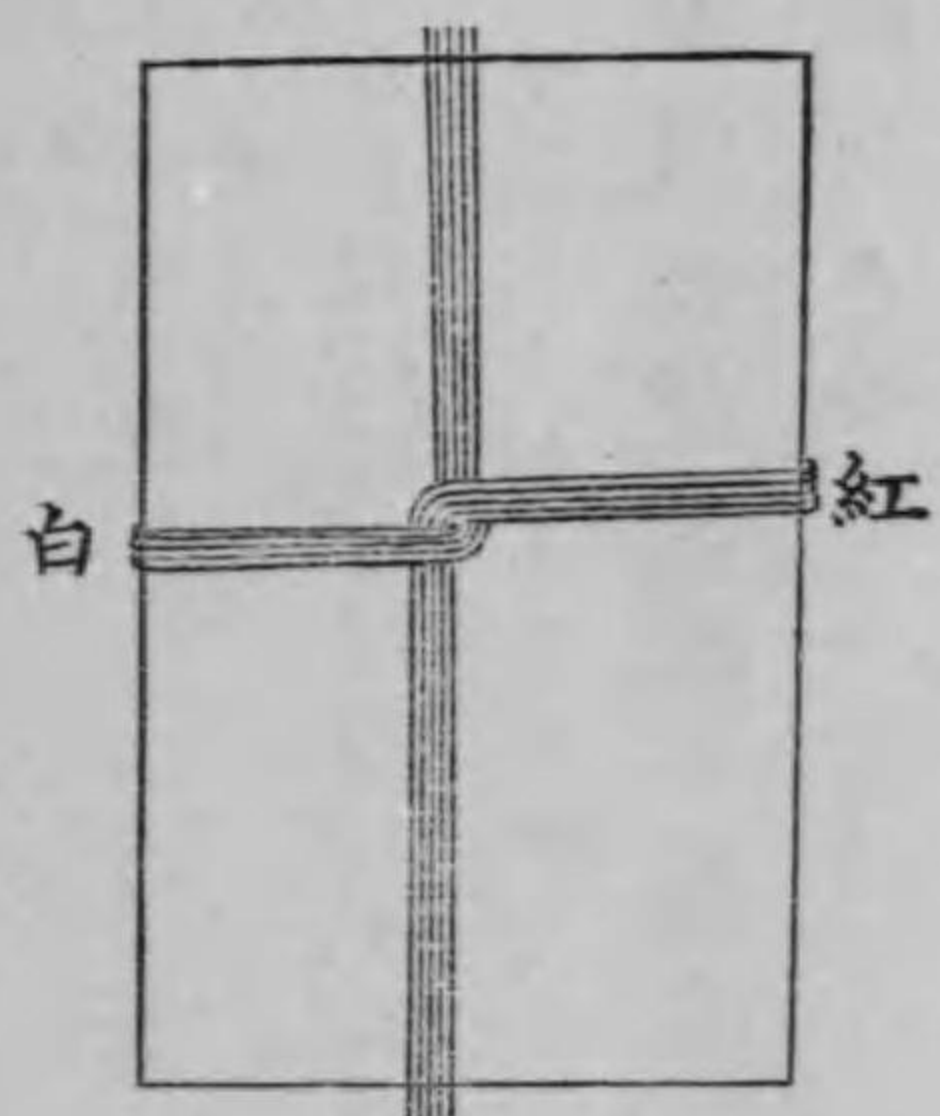
同上  
6、水引ヲ掛クルニハ常ニ白又ハ金ヲ左ニシ兩輪ニ結フヘシ但シ婚姻・縁組及凶事ニハ結切ニスヘシ。

1、水引の種類

吉事に用ふるものに「紅白」「赤白」「金銀」「金赤」、凶事に用ふるものに「白」「黒白」「青白」「黄白」等あり。其の長さにも各長尺(三尺)中尺(二尺)小尺(一尺)等の別あり。

2、水引の結び方。

水引は略儀には緩く結び婚儀縁組等の場合には強く結びて端を上に向



け、長き時には巻き置くべく、凶事には強く結びて端を下に下ぐべし。其の掛け方は圖の如く品物の下より上に廻し一結びしたる後固くしめ、然る後紅白の場合には紅を上の方に取り折返して輪を作り更に上なる白を以て其の上に掛け結ぶべし。

3、熨斗の添へ方。

包みに向ひて右の方の水引の間に挿入するか、或は貼附するを例とす。

7、表書ハ場合ニ應シ凡左ノ例ニヨルカ又ハ品目ヲ書スヘシ但シ凶事ノ場合ヲ除ク外「粗品」トノミ表書スルコトアリ。

- 一 謝禮ノ場合 御禮 謝儀等
- 一 吉事ノ場合 御祝 御祝儀 壽等
- 一 凶事ノ場合 御靈前 玉串料(神式) 御香奠(佛式)等
- 一 年始ノ場合 御年玉等
- 一 歳暮ノ場合 御歳暮等
- 一 餞別ノ場合 御贖 御餞別等
- 一 歸宅・安著ノ場合 御土産等
- 同上

追加

結婚縁組等の場合には壽留女・勝男・武士・御榮名料・御多留料と書す。凶事の場合には神饌料・御神料(神式)・御佛前・御香料・御齋料・御香典(佛式)と

書す。

孟蘭盆の場合には中元御祝儀と書す。

謝禮の場合には寸志、薄謝等と書す。

8、氏名ヲ記セントスルトキハ下部ノ左方又ハ中央ニ書スヘシ。

同上

9、金子ヲ贈ル場合ハ包紙ノ内部ニ其ノ額ヲ記入スルヲ可トス。

同上

10、贈物ノ袱紗・風呂敷若ハ容器等ヲ返ストキハ婚禮及凶事ノ場合ノ外移紙ヲ入ルルヲ例トス袱紗ハ之ヲ疊ミ先方ノ器具ニ載セテ返スヘシ。

同上

移紙は白紙を四つ折にして添ふるを例とす。但し地方によりマツチ其の他の品物を以て代ふることあり。また奈良地方にては婚禮祝の贈物に對し婚家より半紙一帖を十枚づゝに分け、兩方より折り合せて移りとして返す風あり。

注意

普通ノ訪問ニハ手土産ヲ携フルヲ要セサルモノト心得シムヘシ

訪問するには必ず何か手土産を携へ行かざるべからざる様考ふる人なきにしもあらず、是大なる誤なり。訪問の都度手土産を持參し却りて先方の人に迷惑を掛くるは禮にあらざるなり。

進物の贈呈及び受け方。

1、進物は盆に載せ袱紗を掛けて進むるを普通とし、單に盆又は袱紗に載せ或は袱紗にて包み出すは略式なり。

2、進物を呈せんとするには、一應の挨拶を終へたる後差出すを可とす。